

1980年代以降のマオリの高等教育の展開

—マオリ語とマオリの知に依拠した高等教育機関ワナンガをめぐる

角 田 猛 之

目 次

はじめに

- I. マオリの部族集団イウイがになう高等教育機関としての現代のワナンガ
 - I-1 1989年教育法によるワナンガの承認とその任務
 - I-2 ワナンガにおけるマオリ教育の特徴
 - I-3 ワナンガにおけるマオリ教育の重要性
 - I-3-1 ワナンガにおけるマオリ教育の重要性——学生、卒業生の証言および教育の多様性
 - I-3-2 ワナンガの学生、卒業生の証言での成功体験
 - I-4 ワナンガがになう多様な高等教育の重要性
 - I-5 ワナンガのあり方——ワナンガ・オ・アオテアロアの場合
 - I-5-1 報告書でのワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯に関する紹介
 - I-5-2 “He Raumahanatanga Our history”でのワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯に関する紹介
- II. ワナンガとワイタンギ条約の関係——マオリと政府のパートナーシップとマオリに対する政府の積極的保護義務に焦点をあてて
 - II-1 最高裁によるワイタンギ条約の完全無効宣言とワイタンギ条約法による法的効力の獲得
 - II-2 ワイタンギ条約の原則のひとつとしてのパートナーシップとマオリ
 - II-2-1 「世界の先住民の国際年」およびアイヌ民族と日本政府とのパートナーシップ
 - II-2-1-1 「世界の先住民の国際年」とパートナーシップ
 - II-2-1-1-1 先住民族問題の歴史的背景と近年の動向
 - II-2-1-1-2 政府と国際社会の課題
 - II-2-1-2 アイヌ民族と日本政府とのパートナーシップ——北海道ウタリ協会理事長・野村義一の国連総会記念講演
 - II-2-2 ワイタンギ条約の原則のひとつとしてのパートナーシップ
 - II-3 ワイタンギ条約第1条のカワナタンガとグッド・ガバナンス
 - II-4 ワナンガとランガティラタンガ、タオンガ
 - II-4-1 ランガティラタンガの意味
 - II-4-2 ランガティラタンガとマオリ語

1980年代以降のマオリの高等教育の展開

- II-4-3 ワナンガとタオンガの関係
 - II-5 ワナンガに対する政府の積極的な保護義務
 - II-5-1 ワイタンギ条約上の政府の積極的な保護義務を認定した判例と審判による明確化
 - II-5-2 すべてのニュージーランド人にとってのタオンガたるワナンガに対する政府の積極的な保護義務
 - II-5-3 政府のワナンガへの資金提供に関する政策変更と協議義務
 - II-6 オリテタンガとワナンガ
 - II-6-1 オリテタンガの意味
 - II-6-2 第3条のふたつの解釈——バケハの視点とマオリの視点
- むすびにかえて

はじめに

国連を中心とした国際社会とりわけ欧米において、主として1970年代以降先住民族の権利復興の運動が盛り上がっていった。そのような潮流のなかで、ニュージーランドのポリネシア系先住民族マオリも、彼らの急速な都市化の進展をも背景として土地や天然資源に対する権利復興を求めて活発な活動を展開した。そして、マオリの人びとはそれらの物的財産のみならず、自らのアイデンティティの中核をなす固有の伝統や文化に対する権利復興＝マオリ・ルネッサンス、とりわけマオリ語の復権をめざしてさまざまな活動を行った。

そのような状況に関して、拙稿「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス——マオリ語復興の動向」¹⁾において、マオリ語の公用語化を中核としてマオリ語の復興、推進を求めた「マオリ語請求」(‘The Te Reo Maori Claim’) に対するワイタンギ審判所の報告書『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』(Report of the Waitangi Tribunal on The Te Reo Maori Claim, 1986) を手がかりとして、1980年代以降のマオリ・ルネッサンスの一端を紹介、検討した。

そこで本稿では、前稿で検討したマオリ語請求につづいて、マオリ語をもち

1) 角田猛之「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス——マオリ語復興の動向」『開発法学の再検討1』関西大学法学研究所・研究叢書、第65冊、2021年（刊数・刊行時は予定）所収

いて「マオリの知」(Matauranga Maori)を教育、研究するための高等教育機関たる現代のワナンガ(modern Wananga)をめぐる諸問題を検討する。その際、ワナンガからワイタングィ審判所に申し立てられた、ワナンガの創設資金請求に関する報告書『ワナンガ創設資金請求報告書』(The Wananga Capital Establishment Report, 1999: Wai718)(以下、報告書と略記)を手がかりとして、1980年代以降のマオリ自身による高等教育の展開の試みを概観する。

本論に入る前に、本稿のテーマの理解に資するために、報告書冒頭の「報告書要約」(Executive Summary)の一部を以下に要約する。

1. 本請求の目的

本請求は「タウイフ・オ・ナー・ワナンガ協会」(Te Tauihu o nga Wananga Association)を代表してロンゴ・ヘレヘレ・ウェテレ(Rong Herehere Wetere)がワイタングィ審判所に申し立てた審判事件である。この協会は、2021年現在存在する3つのワナンガ、すなわち1993年に設立されたワナンガ・オ・ラウカワ(Te Wananga o Raukawa)とワナンガ・オ・アオテアロア(Te Wananga o Aotearoa)、そして1997年に設立されたファレ・ワナンガ・オ・アワヌイアランギ(Te Whare Wananga o Awanuiarangi)によって組織された。

本請求は、1989年の教育法(1990年の教育法改正法によって改正)にもとづいてワナンガとして設立された上の3つの高等教育機関に対する政府の資金提供をめぐるものである。申立人は、大学やポリテクニク、教員養成大学などのワナンガ以外の高等教育機関には資金が提供されているにもかかわらず、ワナンガのみが提供されていないのは不当であって、そのような政府の対応はワイタングィ条約が規定する政府の積極的保護義務に違反していると主張した。

2. 申立人の主張内容

申立人は、1990年以降に創設された高等教育機関には創設資金を提供しないと規定する上記の1990年改正法によって、1990年以降に創設された3つのワナンガは不利益を被っている、と主張した。というのは、1990年以降に創設され

1980年代以降のマオリの高等教育の展開

た高等教育機関はこの3ワナンガのみで、それ以前に創設されたニュージーランドの主流に属するその他の高等教育機関はすべて資金を提供されているからである。

政府は1990年時点で高等教育機関が有していた資産を各機関に無償で譲渡した。その結果、1990年以降に創設されたワナンガのみが創設資金をまったく提供されなかった。そこで申立人は、ワナンガ以外の高等教育機関が政府から莫大な資産を譲渡されているにもかかわらず、ワナンガのみが譲渡されないのはワイタング条約に反すると主張した。というのは、以下の「I-2. ワナンガにおけるマオリ教育の特徴」においてみるように、ワナンガは他の高等教育機関と同様、教育法によって教育、研究をなすことが義務づけられているからである。したがって本請求における主たる論点は、ワナンガが政府の資金提供に関して不平等に処遇され、その結果不利益を被っているのか否かである。

*資金提供の基準や手続き、政策などにかかわる以下の「報告書要約」での詳細な事項は省略する。

3. 政府の主張

*政府の主張に関しても、政府の資金提供政策に関する詳細な事項は省略して、以下の基本的なふたつの主張のみにとどめておく。

設立資金を受領した大学やポリテクニクなどの高等教育機関は、1990年以降の機関とはまったくことなる資金政策にもとづいて設立されている；したがって、1990年以前と以後に設立された高等教育機関のあいだでその設立方法を比較することには、基礎となる政策がまったくことなっているゆえに根拠がない。

*ワイタング条約とワナンガの関係にかかわる‘4 The Principle of Partnership’, ‘5 The Principle of Rangatiratanga’, ‘6 The Principle of Active Protection’の各章については、本稿のテーマとの関係で以下で検討したのでここでは省略する。

7. 結 論

1990年の教育法改正法に規定されている政府の高等教育政策は、ワナンガに不利益を及ぼし、その活動を危うくさせるものであるとワイタング審判所は認定する。ワナンガは現在、その任務たる高等教育を提供するために必要な安定

的な資金を有していない。このことは、ワナンガの維持、運営のための財力を低下させ、ワナンガがになうべき重要な教育プロジェクトの円滑な運営を損なっていることは、聴聞における証言、その他によってあきらかである。

したがってワイタンギ審判所は、各ワナンガに対して以下の支出をなしうるに十分な資金を一括して提供することを政府に対して勧告する。

*以下で (a) - (c) に分節して、敷地・建物、スタッフ・学生のための施設、人件費、その他の事項が列挙されているが、これらについては省略する。

I. マオリの部族集団ウイがになう高等教育機関としての現代のワナンガ

報告書の 'Chapter 3: Modern Wananga' では——マオリの部族社会に伝統的に存在してきた 'ancient wananga' との対比での——「現代のワナンガ」の起源とそれが依拠する諸原理、その他を概観している。そしてその概観を通して、マオリにとってのみならずニュージーランドのすべての人びとにとって現代のワナンガが重要な意義を有していることをあきらかにしている。

そこで以下において、現代のワナンガにかかわる報告書での検討内容をさまざまな視点から概観する。

I-1 1989年教育法によるワナンガの承認とその任務

ワナンガはニュージーランド人一般に対する教育と並んで、現在のマオリの教育システムの一部を成している。すなわち、入学前の幼児のマオリ語教育をになうコハンガ・レオ (Koahanga Reo: 「ことばの巢」 「マオリ語保育園」)、チカガ・マオリ (tikanga maori) すなわちマオリの慣習にもとづくマオリ語での初等教育たるクラ・カウパパ (kura kaupapa) と中等教育たるファレクラ (wharekura) という一連の教育機関につづく高等教育機関である²⁾。ワナ

2) これらのマオリ語の意味はつぎのとおりである (Māori Dictionary (<https://maoridictionary.co.nz/>)). 'kura kaupapa': 'kura' = 'school, education, learning gathering'; 'kaupapa' = 'topic, policy, matter for discussion, plan, purpose, scheme, ↗

ンガはマオリの部族集団たるイウイ (iwi)³⁾ が主体となって高等教育を提供しているが、その主たる目的はマオリ語とマオリの伝統的な知(識)を教育し、研究することである⁴⁾。

ワナンガは1989年教育法第162条によって認可され、大学とポリテクニク、教員養成大学などと同列におかれている。第162条「教育機関の設立」(‘162 Establishment of Institutions’) (2) はつぎのように規定している。「……[女王代理たる] 総督は……教育相の勧告 [にもとづいて] 教員養成大学 (college of education)、ポリテクニク (polytechnic)、専門学校 (special college)、大学 (university) およびワナンガ (wananga) を設立する」。そしてさらに、同条 (4) (b) は、それらの各高等教育機関の特徴と課題・任務について規定しているが、ワナンガと高等教育機関の典型である大学に関する規定はつぎのとおりである⁵⁾。

↘proposal, agenda, subject, programme, theme, issue, initiative.’: ‘wharekura’= secondary school run on kaupapa Māori principles - these schools use Māori language as the medium of instruction and incorporate Māori customary practices into the way they operate.’

3) ‘iwi’: ‘extended kinship group, tribe, nation, people, nationality, race - often refers to a large group of people descended from a common ancestor and associated with a distinct territory.’ イウイは、上位の部族グループたる ハプ (‘hapu’: 部族) に対して「準部族」で、最小単位たるファナウ (whanau: 拡大家族) と合わせてマオリの部族を構成している。ニュージーランドにおける近代的な統治体としてのハプとイウイについては、ニン・トマス、角田猛之訳「準備はいいか! ニュージーランドにおけるユニークな統治秩序としてのハプとイウイの出現」(『関西大学法学論集』第65巻第3号参照)。

4) マオリ語を中心としたマオリの教育については、たとえば以下の論文参照 (すべて、2021年8月7日アクセス)。杉原利治・大藪千穂「マオリ教育の新しい潮流」(岐阜大学教育学部研究報告、53-2 (2005年) <http://www.ed.gifu-u.ac.jp/~kyoiku/info/zinbun/pdf/530209.pdf>; 岡崎「テ・アタアランギとマオリ語復興運動」(『渾沌』: 近畿大学大学院総合文化研究科紀要 (Chaos (12), 65-48, 2015-03-28 : file:///C:/Users/ttsun/Downloads/AA1190346X-20150328-0065%20(3).pdf ; 松原好次「ニュージーランドにおけるマオリ語復権運動——Te Kohanga Reoと Kura Kaupapa Maori を中心にして」(湘南国際女子短期大学紀要. 湘南国際女子短期大学紀要 (2), 101-155, 1994-11-30) (<https://core.ac.uk/download/pdf/267850948.pdf>

5) [https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0080/262.0/DLM183668.html?↗](https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0080/262.0/DLM183668.html?)

(iii) 大学：「大学は、教育と研究の高度な多様性とレベルの高さを特徴とし、知識を保持し、発展させ、広め、応用することを支援し、知的自立を高め、コミュニティの学識レベルを高めることを特徴とする」

(iv) ワナンガ：「ワナンガは、知識を保持し、発展させ、広め、また知的自立を高め、チカガ・マオリにしたがってアフアタンガ・マオリ (ahuatanga Maori：マオリの伝統) に関する知識の応用を支援するために教育と研究を行うことを特徴とする」

これらの規定から明らかなように、ワナンガは、主流たる高等教育機関とはことなり、チカガ・マオリに依拠しつつ——すべてのニュージーランド人に門戸は開かれてはいるものの、その教育内容に関しては——主としてマオリに特化した教育と研究を行うユニークな高等教育、研究機関である。ワナンガ、その他に関して参与観察を行った人類学者の伊藤泰信は、ワナンガについてつぎのように指摘している⁶⁾。

ワナンガ (whare whananga) の原型は、西洋との接触以前の部族ごとの学舎である。伝統的に、日常欠かすことのできない知識の教授は、観察や実践の経験を通してなされていた。しかし特定の知識は、聖なるもの (タブ：tapu) と見なされ、『ワナンガ』(部族によって若干呼び名が異なるが同様の組織) はそうした知識を守っていたとされる。[改行] 接触以前は部族コミュニティの高度な知識を伝達する場であったワナンガであるが、今日のワナンガ (modern wananga) は、大学・ポリテクニク・教員養成大学と同等なものとして教育法 (The Education Act, 1989における一六二項) で認められた、高等教育機関 (Tertiary Education Institutions: TEIS) である。

I-2 ワナンガにおけるマオリ教育の特徴

報告書は“3.10 Distinct Nature of Wananga”において、ビクトリア大学マオリ学部 (Maori Studies Department at Victoria University) のバカケ・ウ

[\search=sw_096be8ed81826902_wananga_25_se&p=1&sr=2](#)

6) 伊藤泰信『先住民の知識人類学 ニュージーランドマオリの知と社会に関するエスノグラフィ』(世界思想社、2007年) 174頁

イニアタ⁷⁾ (Pakake Winiata) の見解に依拠しつつ、他の高等教育機関とはことなり、かつ、現存する3つのワナンガに共通する一連の特徴をつぎのように指摘している⁸⁾。

- (a) ワナンガは、部族集団たるイウイとマオリの人びとがいただいている自己啓発・発展への求めを満たすための独立した教育、研究機関としてイウイが創設していること；
- (b) 各ワナンガには、学生たる若者から教師としての長老にいたるまで、イウイの多彩なメンバーがコミットしていること；
- (c) マタウランガ・マオリを維持し、発展させ、広めることがワナンガの主たる任務であり活動であること；
- (d) 各ワナンガは創設者たるイウイが保持するチカガに依拠して運営され、またその環境や運営のあり方においてまさにマオリ固有のものであること；
- (e) ワナンガの学生の多くはワナンガ登録以前の学業到達度が十分ではなかった「やり直し」(‘second chance’)の学習者であること；
- (f) それぞれの学生が精神的な強さと深さを高めることがワナンガの教育プログラムにとって必須の要素であること、そして
- (g) ワナンガ全体がマオリによって運営され、管理されていること、である⁹⁾。

つまり、以上のワナンガの特徴を若干ことばを補って要約するとつぎのようになる。すなわち、部族集団たるイウイにより設立され、マタウランガ・マオリの維持、発展、継承を目的として各イウイのチカガに依拠しつつ、さまざまな世代や階層の人びとによって運営され；マジョリティたるパケハを中心とした通常の、つまり主流の教育システムからさまざまな理由——その主たる理由

7) 彼自身ワナンガ・オ・ラウカワ卒業後にピクトリア大学マオリ学部を卒業し、マオリのリーダーとして活躍している。また、ワイタンギ審判所の審判事件に対してマオリの専門家としてさまざまな証言を行っている。https://www.komako.org.nz/person/1441 (2021年7月26日アクセス) 参照

8) 報告書からの引用、参照については、煩瑣になるので頁数ではなく、たとえば‘3.10 Distinct Nature of Wananga’のように報告書に付された章節で表示する。

9) 本稿での報告書、その他からの引用文での傍点はすべて角田が付した。

はマイノリティたるマオリへの差別的な制度や処遇、環境である——から離脱あるいは脱落したマオリの人びとの再チャレンジとしての「やり直し」のための教育であること；マオリの文化と伝統に即した環境や雰囲気の中で、メンタルな面におけるマオリとしての自信を培うための教育プログラムが提供されていること、である。

通常の学校教育からのマオリの生徒、学生の離脱、脱落の最大の要因として、主流の教育システムが完全にパケハの文化を主体としたモノカルチャーであることが、『マオリ語請求に関するワイタング審判所報告書』において厳しく批判されている。自らがマオリとしてマオリ語の通信教育に長年携わり、マオリ語請求に関してワイタング審判所で証言したジュン・テ・リナ・ミーード (June Te Rina Mead) はつぎのようにのべている。「……学校の組織や制度はモノカルチャー、つまり中流階層のパケハに照準を合わせて設計され、運営されている。したがって、マオリの教師が克服しなければならない最大の困難な問題のひとつは、そのような横暴なモノカルチャー [つまりパケハの文化] のあり方を克服することである。」¹⁰⁾ さらにまた、マオリ語の教師であるがゆえに感じるフラストレーションについてある教師はつぎのように証言している。「マオリ語教師はふたつの困難な問題に直面している。……第1の大きな問題は、学校は基本的に中流階層のパケハを教育するために設計されていること。……したがってマオリの教師（と生徒）は、自らがあたかもパケハであるかのようにふるまうことを目的とした組織に強制的に組みこまれている。……つまり、彼らが学校にいるあいだはマオリであることを忘れ去ることを教育制度が期待していることを意味している。そして第2の問題は……教師がモノカルチャーであるとすれば……教室での授業もモノカルチャーになること。そしてさらに、マオリ語教師であることのゆえに感じるフラストレーションは、

10) 本文での以上の証言は、Report of The Waitangi Tribunal on The Te Reo Maori Claim (Wai 11) Waitangi Tribunal Department of Justice Wellington New Zealand April 1986 の31-32頁からの引用である。https://forms.justice.govt.nz/search/Documents/WT/wt_DOC_68482156/Report%20on%20the%20Te%20Reo%20Maori%20Claim%20W.pdf (2021年8月7日アクセス)

ニュージーランド社会においてマオリであることのゆえに感じるフラストレーションとまったく同質のものである。そして、そのフラストレーションとは——現行の教育制度がマオリの文化や言語、そしてマオリ自身のあたかも葬儀 (tangihanga) の会葬者であるかのように教師がふるまうことを要求している、ということに対するフラストレーションである。」

また報告書は“3.12. Wananga Outposts”において、他の高等教育機関との対比でのワナंगाの特徴のひとつとしてその規模と立地に言及している。すなわち、ワナंगा、とりわけワナंगा・オ・アオテアロアの主要な戦略のひとつは、一か所に集中したキャンパスではなく、「多数の分校」(multi-campus sites)において高等教育を提供することである。なぜならば、一か所に集中した大規模キャンパスは、立地上、マオリの人びとにとって交通手段の欠如、遠距離といった登校上の不便から、現在ほどの多くの学生を引き付けないとワナंगाの理事者たちが強く確信しているからである。つまり、さまざまなところに分校があることによって、彼らの居住地域、もしくはその近隣で学ぶことができるということが学生たちの学び、そしてワナंगाへの積極的な参加へのインセンティブとなっているのである。

ワナंगा・オ・アオテアロア、すなわち文字通り「ニュージーランドのワナंगा」は、マオリ人口の多いオークランドやワイカト、ベイ・オブ・プレンティ、その他に多くの分校を有している。ニュージーランドの最大都市で多くのマオリが居住するオークランドだけでも18の分校が開設されている。たとえば——オークランド、というよりはニュージーランド全体でもっとも多くのレストランやショップがたちならび、観光客を含めて終日多くの人びとが行き交うメインストリートのクイーンストリート (Queen Street) に面した分校の——‘Auckland City Dynaspeak’は、つぎの4つのコースを開設している。‘Study English with Confidence’, ‘Money Management’, ‘Administration & Technology’, ‘Certification in Small Business’¹¹⁾。

11) <https://www.twoa.ac.nz/nga-rohe-our-location> (2021年7月26日アクセス) 参照

I-3 ワナंगाにおけるマオリ教育の重要性

つぎに、以上のような特徴を有するワナंगाにおける教育の重要性についての報告書の内容を概観する。

I-3-1 ワナंगाにおけるマオリ教育の重要性——学生、卒業生の証言および教育の多様性

報告書は '3.11. Wanaga Education' において、再チャレンジした結果充実した教育をワナंगाで受けることができた何人かの学生、卒業生の証言を参照している。そしてそのようないわば成功体験を通してマオリにとってのワナंगाでの教育の重要性の一端をあきらかにしている。

「I-2 ワナंगाにおけるマオリ教育の特徴」の (e) でみたように、学生の多くは主流たる教育システムから離脱・脱落した後に、心機一転、学びへの再チャレンジとしてワナंगाに通うマオリの人びとである。そしてそのような人びとに関して報告書は、「学びは始めるのに遅すぎることは決してないし、学びたいという気持ちになるのが遅すぎるということも決してない」と指摘している。ワナंगाの学生の平均年齢は35歳で、義務教育を修了しなかった人びともふくめて高等教育へのアクセスをバックアップしている。

一般論として、教育効果を達成するための主たる要因は学びをささえる環境である。そしてその環境に身をおくことに快適さを感じつつ学んでいる場合、学ぶために必要な能力と意欲は大いに高められる、と報告書は指摘している。ここで指摘されている、マオリの人びとに対する教育が「成功するための主たる要因 [である] 学びを支える環境」とは——『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』の証言で批判されている主流たるパケハのモノカルチャーの批判、否定の上になりたつ——マオリの文化や伝統に即した環境、そしてそれが醸し出す雰囲気には他ならない。

このことは上で言及したワナंगाの特徴の (d) ——「各ワナंगाが、創設者たるイウイが保持するチカガに依拠して運営され、また、その環境や運営のあり方においてまさにマオリ固有のものであること」——に該当する。そして

さらに、それによって (f) の「それぞれの学生が精神的な強さと深さを高めることが、ワナンガの教育プログラムにとって必須の要素であること」が促進されるのである。以上のことがらを総括する形で報告書はつぎのように指摘している。

マオリが大半をしめるワナンガの学生はワナンガがマオリの社会的環境を大いに改善していると認識しているがゆえに、ワナンガにおいて非常に熱心に学んでいるということが聴聞での証言などによって示されている。ワナンガは学生たちに先住民族マオリのことやマオリの遺産のすばらしさを教えることによって、彼らが自尊心を培い、自らのマナを高めることができるように努めている。マオリであることに対して、またワナンガが保持している学びの文化のなかに、学生たちが心地よさを感じるならば彼らはより多く、より深く学ぶであろう。

そこでつぎに報告書が言及している学生の学びにおけるいくつかの成功体験を見てみよう。

I-3-2 ワナンガの学生、卒業生の証言での成功体験

報告書は、かつて、そして現在ワナンガで学んだ/学んでいる20歳代から70歳代の人びとの聴聞におけるさまざまな証言に言及している。ここではそのうちの3人の証言を参照する。

(1) フェトゥ・モアタアネ (Whetu Moataane) の事例：彼はまったく卒業資格したがって「将来への希望」もないままに学校を去った。そしてその後、再チャレンジによってワナンガ・オ・アオテアロアですばらしい教育を受けたことについて証言している。その証言から、彼がそこでの学びから大きな収穫をえたこと、そしてその結果として、自信に満ちた、知的な若者であることをワイタング審判所は明確に認識した。そして彼はワナンガ修了後、教師になるための教育を1997年にワイカト大学で受けようと考えようになり、1999年に同大学の教育学部を卒業した。ワナンガでの学びによって得たことがその後の人生の指針となり、今日の彼を生み出した、と彼自身は確信している。

(2) アラナ・コレット (Arana Collett) の事例：現在ワナンガ・オ・アオテアロアのマオリ語教師をしているアラナ・コレットは、同校へ入学したいきさつについて証言した。不幸な学校時代を送り、その後4人の子どもを持つ失業中の父親のコレットは、1986年にマオリ語コースを履修し、マオリ語のすぐれた能力を習得した¹²⁾。そして、彼のマオリ語能力が非常に優れているのでワナンガ・オ・アオテアロアの事務主任のロンゴ・ウェテレは、国の認可をはじめて受けたマオリ語学習プログラムの推進チームに加わることを彼にすすめた。そして、コレットを含むこのプログラムの担当教員が1990年に行政府の諸部門の公務員にマオリ語を教えるようになった。さらに彼はいくつかの学校でマオリ語を教え、またマオリ文化に関してワイカト・ポリテクニクやワイカト職業発展局 (Waikato Business Development Board)、児童青年サービス (The Children and Young Persons Service)、ハミルトン司法部 (Justice Department in Hamilton)、そしてトカヌイ病院 (Takanui Hospital)、等々で授業を担当している。

彼は本審判での証言はすべてマオリ語で行っているが彼自身はバケハである。その意味でも、ワナンガ・オ・アオテアロアがすべてのニュージーランド人に門戸を開いていることを自らの経験をも踏まえて証言している。

(3) ファレ・ワナンガ・オ・アワヌイアランギの学生であるジョー・ワエルフ (Jo Warehu) の事例：彼女は、彼女が学んだマオリ学 (Maori Studies) のすばらしさについて証言した。

ワナンガで学んだのは彼女の人生で最良の決断であったと確信している。しかし、ワナンガが政府から十分な資金を得ていないことに関しては学生の立場からさまざまな不満を証言している。たとえば、教室が狭いことや設備が不備であること、その他多数であって、ワナンガが創設資金を政府から得ていないゆえにそのような狭い教室や不十分な図書室しか利用できないと証言している。

しかし、そのようなさまざまな不備があるにもかかわらず、アワヌイアランギは快適な文化環境と雰囲気、したがって、自らがマオリであることを誇ること

12) ただしこの時点では、彼が学んだのは、以下の「1-5-2 “He Raumahanatanga Our history” でのワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯に関する紹介」でとりあげる、ワナンガ・オ・アオテアロアの前身たるワイパ・コキリ・アートセンターである。

のできる環境を提供していると彼女は確信している。彼女は、自分が知っている他の高等教育機関のなかではワナンガほどすばらしい環境とともに、自らが生まれ育ったマオリの伝統的価値を実践し、具体化している機関は存在しないと証言している。

これらの証言を踏まえて報告書は、‘3.11 Wananga Education’をつぎの言で結んでいる。「以上はワイタンギ審判所において語られた若干の証言に過ぎない。しかしこれらは、ワナンガが学生に対して学びへのインセンティブと自尊の精神、そして向上心を植えつけているということをワイタンギ審判所に対して明確に示している。」

I-4 ワナンガがになう多様な高等教育の重要性

ワナンガの重要性を示すさらなる指標として、ワナンガがすべてのニューージーランドの人びと——マオリの人びとのみではないことに注意——に対して、主流たる教育とならんでそれとはことなる多様な高等教育を提供していることをあげることができる。報告書‘3.13 Diversity in Education’はこの点に関してつぎのように論じている。

1997年7月現在、高等教育のマオリの学生のうち5%未満しかワナンガに登録していない。それに対して、マオリの学生のほぼ70%が大学、ポリテクニク、教員養成大学に、そしてそれ以外の学生は私立の教習所（Private Training Establishments (PTEs)）¹³⁾に登録している。しかしながら、ワナンガがマオリの高等教育への求めを満たすための重要な役割をはたしていることはあきらかである。ただし、彼らにとってワナンガは高等教育を受ける際のひ

13) PTEs は私立のポリテクニクで、したがって政府によるポリテクニク (Institutes of Technology and Polytechnics (ITPs)) より授業料は高いが、登録条件が緩い。ビジネスや観光などの分野に特化したPTEsもあり、ニュージーランド全体で100校以上が開校されている。オークランドを中心とした大都市での各校の教育内容、その他については、<https://studyabroad.shiksha.com/list-of-private-training-establishments-ptes-in-new-zealand-articlepage-1115> (2021年7月27日アクセス) 参照。

とつの選択肢であるが、唯一の選択肢ではない。そのゆえに政府は、マオリの人びとが大学やポリテクニクなどの主流たる高等教育システムにおいて学ぶための支援も行っている。そして、ニュージーランドにおけるこのような高等教育の現状と政府の対応を踏まえて、ワナンガを含む多様な高等教育が提供されることの重要性について、報告書はつぎのように指摘している。

大半のマオリの人びとが主流たる高等教育機関を選択していることはワナンガはもちろん十分に認識している。したがってたとえばワナンガ・オ・アオテアロアでは、ワナンガ修了後に——「I-3-2 ワナンガの学生、卒業生の証言における成功体験」の(1)のフェトゥ・モアタアネのように——ワイカト大学などに進学することを優秀な卒業生に奨励している。つまりワナンガは自らがマオリに対する唯一の高等教育の提供者でないことは明確に認識しており、聴聞でもその旨証言している。したがって、政府と申立人が審判において強調した最大のポイントは、高等教育において主流の教育に限定されないさまざまな選択肢が存在すること、そしてそれぞれの機関に対して十分な資金が与えられていることが必要であるとことに他ならない¹⁴⁾。

そして、‘3.13 Diversity in Education’の最後の個所で、ノーマン・キングズバリ (Norman Kingsbury)¹⁵⁾の「専門家としての意見に完全に同意する」

14) 報告書において、失業の危機にさらされている人びとや伝統的に高等教育を受けられる機会が少ない人びとをターゲットとした政府の救済策について説明している。それらはマオリに特化したものではないがマオリの学生たちにとっても非常に有益である。たとえば、学生ローンや奨学金、職業訓練プログラム、高等教育機会均等要件 (equal educational opportunity requirements)、ランガタヒ・マイア (rangatahi maia : 技能開発)、アララウ・プログラム (Te Ararau : 指導)、そしてマナアキ・タウイラ奨学基金 (Manaaki Tauira : 学生支援)、等々である。そして、ワイタンギ審判所はこれらの職業訓練をベースとした政府の支援策を支持している。

15) 報告書はキングズバリの主要な肩書として、国内外の高等教育行政に長年にわたって携わり、現在、ニュージーランド大学基準ユニット (New Zealand Universities Academic Audit Unit) と、ニュージーランドポリテクニクプログラム委員会 (New Zealand Polytechnic Programmes Committee) 議長、また1988年から1990年にかけて大学助成金委員会 (University Grants Committee) で委員長に就任に就いていたとしている。また、長年の貢献によって名誉博士号を授与したワイカト大学は、博士の死去に際して、同大学ホームページに掲載し

と強い賛意を示したうえで、ワナンガに関する彼のつぎの見解を引用している。

高等教育機関で学ぶマオリ人口が急速に増加してきた結果、多様な高等教育のあり方・戦略が必要となってきた。つまりただひとつのあり方・戦略であってはいけないし、また「主流たる高等教育機関のみといったような」高等教育の提供機関のタイプがただひとつであってもいけない。そのようななかで、3つのワナンガは高等教育のあり方・戦略に関して重要な位置を占めている。それらは大学やポリテクニクなどの他のタイプの提供機関とはことなり、またそれぞれのワナンガのあいだにおいても独自性を有している。そのような多様性は大いに歓迎すべきことである。

I-5 ワナンガのあり方——ワナンガ・オ・アオテアロアの場合

報告書は‘Chapter 3 Modern Wananga’の‘3.15 Conclusion’において、高等教育をふくむ教育の場においてもパケハ中心の教育システムによって差別されてきたマオリが、彼らを主体とする高等教育機関たるワナンガ創設に向けて熱い思いをもって長年尽力してきたことをつぎのように高く評価している。「ワイタングィ審判所が「聴聞での証言、その他から」もっともつよい印象を受けたのは、マオリの人びとの高等教育への求めに応えたいという思いからマオリ自身がワナンガを創設したことである。高等教育機関としてのワナンガの創設を構想し、実現したことは、彼らがおかれている状況を改善するために尽力してきた熱心なマオリの人びとの輝かしい成果である。……ワナンガは政府のそれまでの創設資金政策によって給付金を拒否されてきたにもかかわらず、「主流の教育を重視する」現行の教育システムの枠組みのなかで懸命に健闘してきた。」¹⁶⁾

↘た ‘Passing of Dr Norman Kingsbury’ という追悼文（2019年12月13日付）で、マオリに対する高等教育の重要性を主張したことも言及している。 <https://www.waikato.ac.nz/news-opinion/media/2019/passing-of-dr-norman-kingsbury> (2021年7月27日アクセス)

16) そしてこの言につづいて、「現行の教育システムがワナンガを差別していることが明らかとなったまさに今が、ワナンガが他の高等教育機関と等しい処遇を政府へ

報告書では、現行の3つのワナンガについて、‘3.4 Te Wananga o Raukawa’、‘3.5 Te Wananga o Aotearoa’ および ‘3.6 Te Whare Wananga o Awanuiarangi’ において、それぞれの創設にむけた「現行の教育システムの枠組みのなかで〔の懸命の〕健闘」の様子や高等教育機関としての地位を獲得する経緯、その他を概観している。そこで本項では、規模がもっとも大きなワナンガ・オ・アオテアロアにしほり、かつ「健闘」を示すこまかな事項は割愛して、‘3.5 Te Wananga o Aotearoa’ の重要な部分を以下の I-5-1 で抄訳することを通じてワナンガ・オ・アオテアロア創設経緯の概観にかえたい。

そしてさらに、報告書で概観された創設の経緯、その他に関する内容の理解に大いに資すると思われる——自ら ‘Our History’ としてホームページ上で公表している——ワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯や創設後の動向、その他に関するきわめて簡潔にしてわかりやすい記述たる、“He Raumaharatanga Our history” を、I-5-2 において訳出する。

I-5-1 報告書でのワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯に関する紹介
まず以下で、‘3.5 Te Wananga o Aotearoa’ でのワナンガ・オ・アオテアロア創設の経緯、その他に関する重要部分を抄訳する。

ワナンガ・オ・アオテアロアもワナンガ・オ・ラウカワと同じく——アワムツ・カレッジ¹⁷⁾ (Awamutu College) のゴミ捨て場であったところに設立されたという——控えめなところから出発して、高等教育機関として〔1989年の教育法により〕認可されるまでながい奮闘の歴史をたどっている。……〔創設資金獲得に奔走したにもかかわらず銀行から調達できなかったために金融会社から高利で〕資金を調達した際に、関係者のなかには彼らの家を担保にした者も

ゝから受けるべき時である。」として、本請求によって申立人が求めているワナンガ創設資金を政府は他の高等教育機関と平等に提供すべきであるという、本稿冒頭の「報告書要約」の「7. 結論」における請求全体の結論を導いている。

17) アワムツ・カレッジはワイカト地区にある国立の男女共学の中等学校（9-15歳）で、現在の状況については <https://www.tac.school.nz/>（2021年8月8日アクセス）参照。

いる。ワイタンギ審判所は彼らのそのような確固とした決断と信念に対して称賛の意を表したい。そして1984年には、[マオリが多く暮らすワイカト地区の] アワムツ地方議会 (Awamutu Borough Council) が3万 NZ ドルの借り入れに対して保証人になった。

苦勞の末にえた資金と [マオリのための高等教育機関の創設を熱望するコミュニティのメンバーや学生などの] ボランティアの労働、廢屋から運んできた資材などを利用しつつ [ワナンガ・オ・アオテアロアの前身である] ワイバ・コキリ・アート・センター (Waipa Kōkiri Arts Center) のスタッフや生徒たちが協力して校舎などの建設に従事した。これらの一連の過程をマオリの人びとが協力して成し遂げたことは驚くべき偉業であるとワイタンギ審判所は考えている。

高等教育機関としての地位を得ることが多くの学生にベストの教育を提供するためには不可欠であると考えられていた故に、1987年までの段階でワイバ・コキリ・アート・センターは高等教育機関としての地位を獲得することを計画していた。……センターの理事たちは、登録、入学のための資格制限がなく、学ぶことを熱望する人びとにとって近づきやすい高等教育機関を作りたいと考えていた。……したがってセンターがもっとも重要であると考えていたことは、マオリの人びとが求めている多様な学びを提供することである。1988年までには……ハミルトン (Hamilton) とマヌカウ (Manukau) にもキャンパスが開設されてその後大きく成長し、またマオリの人びとからより広く学びの機会が求められるようになった。ワイバ・コキリ・アート・センターが [創設主体とはことなる] 他の部族の領域にまでひろがっていったことから、その名前がアオテアロア [つまりニュージーランド]・インスティテュート (Aotearoa Institute) と改称され、徐々に部族をまたぐ組織という意味合いを持つようになっていった。

1988年にアオテアロア・インスティテュートはポリテクニクとして高等教育機関の地位を申請したが、この時の試みは失敗に終わった。そしてさらに1989年に再度高等教育機関としての申請を行い、最終的には1993年に、教育相のロックウッド・スミス博士 (Lockwood Smith) がアオテアロア・インスティテュートとワナンガ・オ・ラウカワに対して完全なワナンガの地位を認め

る政府の決定内容を発表した。ワナンガ・オ・アオテアロアの今日の主要キャンパスはアワムツにあるが、その他のキャンパスとしてはクイティ (Te Kuiti)、ポリルア (Porirua)、ハミルトン、マヌカウ、ヘンダーソン (Henderson)、そしてロトルア (Rotorua) にも存在する¹⁸⁾。

I-5-2 “He Raumahanatanga Our history” でのワナンガ・オ・アオテアロアの創設の経緯に関する紹介

つぎに、“He Raumahanatanga Our history” でのワナンガ・オ・アオテアロアの成立の経緯に関するきわめて簡潔、明解な「自分史」を以下に訳出する¹⁹⁾。以下の記述から上の報告書の記述の理解に資するさまざまなことがら、たとえば一例をあげれば、上の抄訳の冒頭の「ワナンガ・オ・アオテアロア [は] ……アワムツ・カレッジ (Awamutu College) のゴミ捨て場であつたところに設立されたという——控えめな地点からから出発」しなければならなかった理由が、ワナンガ・オ・アオテアロア創設構想の「当初、その計画は [カレッジの関係者やコミュニティのメンバーから] 反対」されていたことで

18) ワナンガ・オ・アオテアロアのある教室での授業風景がつぎのように紹介されている。「このワナンガの一教室が、[オークランド大都市圏内の市で、全国で5番目に人口の多い] ワイタケレ市ヘンダーソンのビル2階の一室にある。入口には、テ・ワナンガ・オ・アオテアロアと書かれた紙が張られている。週に1回マオリ語が教えられており、マオリ以外の人も学ぶことができる。ここでも [マオリの初等学校たる] クラ・カウパバ・マオと同様に、厳密なプロトコルに基き、訪問者を歓迎する マオリ式の] 儀式が行われた。……儀式が終了すると授業である。午前中の授業は、初級マオリ語である。……生徒は、マットレスを広げ、そこに寝転がりながらリラックスして授業を受ける。授業中には終始音楽が流される。……生徒は、老若男女さまざまである。[午前と午後のコースがあり] ……夕方には6時から9時のコースと7時から10時のコースがあり、仕事帰りの男性が多くなる。……政府の財政支援を受けているので、ここで提供される教科書などの資料はすべて無料である。2学期制をとっており、一般企業の会社の中にコースが設定されている場合もある。……授業中は、先生の質問に対して、それぞれが自由に答え、楽しく授業が進行する。途中で、昔から伝わるマオリの歌の練習も挿入される。このようにワナンガは、マオリ以外の人でも自由に参加できる開放的な学校である」前掲、注4、杉原利治・大藪千穂「マオリ教育の新しい潮流」論文、110-111頁

19) file:///C:/Users/ttsun/Downloads/our-history%20(6).pdf : 2021年8月9日アクセス

あるということが理解できる。

ワナンガ・オ・アオテアロアは、その出発点においては、主流の教育システムから離脱・脱落した人びとに対して実技訓練と教育を施すために設立された。ワナンガ・オ・アオテアロアへと展開する発端は、アワムツ・カレッジの評議会メンバーであったロンゴ・ウエテレとマオリ学部スタッフであるイワイ・コフル・マング (Iwi Kohuru (Boy) Mangu) のふたりが1983年にその創設を構想したことである。ふたりはアワムツ・カレッジから離脱・脱落、もしくは追いやられた多くの生徒——そのほとんどがマオリである——に、カレッジとはことなる教育を受ける選択肢として「学びの場としてのマラエ」(‘marae of learning’) を提供するというを構想していた。その構想に対して彼らが考案した実現のひとつの方法は、離脱・脱落、追放されたマオリの生徒たちが主体となってカレッジのグラウンドにファレヌイ²⁰⁾ を建てることであった。

その結果、オ・タワオ・マラエ (O-Tāwhao Marae)²¹⁾ が1985年4月26日にオープンし、生徒たちをテ・アオ・マオリ (te ao Maori) (マオリの世界) に招き入れるために現在も利用されている。当初、その計画は「カレッジの関係者やコミュニティのメンバーから」反対されたが、現在ではオ・タワオはカレッジとアワムツのコミュニティにとって貴重な財産となっている。ただし、政府からの若干の資金援助はあったがマラエの完成のためにはさらなる募金や創設者から借り入れることも必要であった。

そしてさらにウエテレ氏は1984年にワイバ・コキリ・アートセンターの設立プロジェクトをたちあげた。センターが設立されれば、オ・タワオ・マラエ設

20) Māori Dictionary では ‘wharenuī’ はつぎのようになっている (<https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=wharanui>) ‘meeting house, large house - main building of a marae where guests are accommodated. Traditionally the *wharenuī* belonged to a *hapū* or *whānau* but some modern meeting houses, especially in large urban areas, have been built for non-tribal groups, including schools and tertiary institutions. Many are decorated with carvings, rafter paintings and *tukutuku* panels.’

21) つぎのサイトにオ・タワオ・マラエの写真 (前景) とマラエの規約 (constitution) 及び使用料がアップされている。 <https://www.tac.school.nz/our-arts-culture/o-tawhao-marae> (2021年8月9日アクセス)

立プロジェクトに携わった人びとや十分な教育を受けていないコミュニティのメンバーに学びの機会を提供するだろう。その目的は、[多くのマオリの人びとが直目している現実である] 政府などによる施しを受けるための列に並ぶことや刑務所に入ることとはまったくちがった未来を彼らに提供することである。

[政府の資金援助を受けることで] センターは、彫刻 (whakairo) や織物 (raranga)、そしてマオリ語のプログラムをはじめ事務管理やコンピューターの技能、さらには建築や鉛管工事などの技能訓練プログラムにまで拡げることが可能となった。センターはさらに全国のマラエの修理やマラエを飾る彫刻・織物の創作プロジェクトをもふくむ、コミュニティのさまざまなプロジェクトにもコミットした。

1980年代にはワイパ・コキリ・アートセンターは、そのポリシーをとくに十分な教育を受けていない人びとに教育の機会を提供することであり、またさらに高等教育に参加するマオリ人の口を増やすことにも拡げていった。通学のために遠方まで移動しなければならないことは多くの人びとにとって学びへの大きなバリアとなるので、設立者たちはクイティ、ハミルトン、マヌカウをふくむ他の地域にもキャンパスを開設しはじめた。そして1989年には、ワイパ・コキリ・アートセンターはアオテアロア・インスティテュートと名称を変更し、その直後に同校はニュージーランド資格審査庁 (New Zealand Qualifications Authority) の認可を受けた最初の私立の登録訓練校となった。

さらに1987年には、バック・ニン (Buck Nin) 博士 (ニュージーランドの指導的な教育者で芸術家) とウェテレ氏は高等教育機関、すなわちワナンガを創設するという構想を練っていた。ニン博士は、アオテアロア・インスティテュートが高等教育としての地位を得ることができれば、ニュージーランド、そして世界中で高等教育機関として認められることはまちがいないと確信していた。そして1988年にふたりは教育省に高等教育機関としての認可申請を行い、翌年に政府はワナンガを高等教育機関として認可するために教育法を改正した。

アオテアロア・インスティテュートは、1993年に高等教育機関の地位を得る6年前から政府にロビー活動を行っていた。その結果、インスティテュートはワナンガとして法的に認可され、大学やポリテクニク、教員養成大学とならぶ地位が認められた。そしてさらに、1994年にアオテアロア・インスティ

テュートは、そのような地位の変更を反映するためにワナンガ・オ・アオテアロアと名称を変更した。

ワナンガ・オ・アオテアロアは2000年代初頭の間（3,127名の学生数から2004年には66,756名へと）驚異的な成長をとげてニュージーランドで最大規模の高等教育機関になった。しかし、このような急速な拡大は代償をも伴っていた。……ワナンガ・オ・アオテアロアはいまやつぎのことがら——すなわち、マオリ固有のものとはことなるシステムのなかで運営されている、21世紀の価値観に依拠したマオリの組織とははたしていかなるものであるべきなのかを真剣に探究すべき転換期にきている。ただしわれわれは、ワナンガがマオリ固有の組織であること自体をかえるつもりはまったくない。そうではなくて、ワナンガ・オ・アオテアロアの中核をなすものを維持しつつ、マオリとその他のすべてのニュージーランド人の確固としたコミットメントを真に反映させることができる戦略を採るための、伝統的な方法に再度立ち戻る方法を模索している。

以上で、マオリの部族集団たるイウイがその創設と運営、管理をになっている高等教育機関たる現代のワナンガの設立の経緯とその後の展開、そしてワナンガをめぐるさまざまな問題の検討をおえておく。そして以上の内容を踏まえて、次章ではワナンガとワイタンギ条約の関係をとりわけマオリと政府のパートナーシップ、およびマオリに対する政府の積極的な保護義務に焦点をあてて検討する。

II. ワナンガとワイタンギ条約の関係——マオリと政府のパートナーシップとマオリに対する政府の積極的保護義務に焦点をあてて

英語版のワイタンギ条約前文は、「ビクトリア女王は……彼ら [マオリ] の権利と財産を保護し、平和と良き秩序の享受を確かなもの」とし、かつ、「原住民やその他の臣民にありがちな、[良き] 法と制度の欠如から生じるさまざまな害悪を排除するために、民政 (Civil Government) を確立することを希求している」とのべている。そして報告書は '5.2 The Treaty of Waitangi' に

いて、条約締結時にマオリの首長たちがいっていたワイタンギ条約の内容に対する理解についてつぎのように指摘している。「ワイタンギ条約に署名した首長たちが了解し、同意した条約の精神としてワイタンギ審判所が理解した精神はまさにこの前文に示されている。」

そこで、前章のワナンガに関するさまざまな視点からの検討を踏まえて、本章ではワナンガとワイタンギ条約、とりわけ、ワイタンギ条約を根拠としたマオリと政府のパートナーシップと、ワナンガに対する積極的な保護義務について報告書の 'Chapter 5 Treaty Principles' を手がかりにして検討する。

II-1 最高裁によるワイタンギ条約の完全無効宣言とワイタンギ条約法による法的効力の獲得

別稿「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス——マオリ語復興の動向」の「I. ワイタンギ条約の再生—ワイタンギ条約法制定・ワイタンギ審判所・ワイタンギ条約改正法」で検討したように——マオリの土地をめぐるマオリ・パケハ間のワイ・パラタ対ウエリントン主教事件 (*Wi Parata v Bishop of Wellington*) 判決において——1877年に最高裁はワイタンギ条約は「完全に無効」(“simple nullity”) であると宣言した。というのは、「ワイタンギ条約は『文明化された国民 (civilised nation) [つまりパケハ] と、条約に署名する能力を有していなかった [マオリという] 未開集団 (group of savages) のあいだで』結ばれているゆえに、『無価値』(worthless)」だからである。ニュージーランドの最高裁首席裁判官でこの判決をリードしたジェイムズ・プレnderガーガスト (James Prendergast)²²⁾ は、ロンドン生まれでケンブリッジ大学を卒業した法曹エリート——したがって、コモンロー国たる英国社会では最高級の荣誉を有する階層——で、まさに彼のこの見解は、当時のそしてその後長年にわたってニュージーランド社会に広がっていたパケハの、マオリに対す

22) プレンダーガーガストの経歴については “NEW ZEALND HISTORY Nga korero a ipurangi o Aotearoa” “James Prendergast Biography” (<https://nzhistory.govt.nz/people/james-prendergast> (2021年7月29日アクセス))

る見方を象徴していた²³⁾。

そして、ワイタンギ条約を「完全無効」としたもうひとつの法的＝法理論上の理由がある。すなわち、プレnderガーグストは、ワイタンギ条約は国内法に組み入れられていない故に「完全に無効」であるとも判示しているのである。この見解は英国のコモンローを母法とするニュージーランド法における条約と国内法の関係に照らすと、現在をもふくめて正当な法的判断といえる。というのは、ニュージーランドでは「イギリスなどと同様に条約と国内法との関係について、『変型』体制をとる国であり、人権条約を含め国際条約はすべて、政府が締結しただけではそのまま国内法的に効力をもたない。そのため、条約の内容を国内で実現するためには、あらためて議会を通して法律を制定する必要がある。」²⁴⁾ からである。

そして、条約と国内法のこのような法的関係や、1970年代以降のマオリの権利復権の動向を踏まえて、「完全 [に] 無効」判決から約100年後の1975年に制定されたのがワイタンギ条約法である。この法律によって、1840年に締結されたワイタンギ条約の内容が国内法としての法的効力を認められ、1970年代以降のマオリの権利復興＝マオリ・ルネッサンスを法的に支える根幹をなすようになり、現在に至っているのである。ワイタンギ条約法制定の理由とその目的を同法の前文はきわめて簡潔につきのよのべている²⁵⁾。

23) NEW ZEALND HISTORY Nga korero a ipurangi o Aotearoa “Chief Justice declares treaty ‘worthless’ and a ‘simple nullity’ 17 October 1877” (<https://nzhistory.govt.nz/the-chief-justice-declares-that-the-treaty-of-waitangi-is-worthless-and-a-simple-nullity> (2021年7月29日アクセス))

24) 平松紘、他著『ニュージーランド先住民マオリの人権と文化』(明石書店、2000年) 113頁。この点は、憲法98条の国際法の遵守義務(「2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」)が存在するゆえに、立法措置を経ることなく、締結により国内法秩序のなかに組みこまれ、国内法上の効力が認められているわが国の条約の法的地位とはことなっている。

25) <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html> (2021年7月28日) この法律のフルタイトルはつぎのとおりである。「ワイタンギ条約の適用にかかわる請求に関して勧告を行い、[請求において問題とされた] 特定のことがら条約の原則に反しているか否かを確定することにより、ワイタンギ条約」

1840年2月6日に故・ビクトリア女王とニュージーランドのマオリとのあいだで〔北島アイランズ湾の西岸の〕ワイタンギにおいて条約が結ばれた：ところが、条約の英語版はマオリ語版の条約と〔その内容、概念〕がことなっていた：したがって、条約の原則（principles of the Treaty）の適用をめぐる請求に対する勧告をなし、またその目的のために条約の意味や効力、そして〔請求において問題とされた〕特定のことがらが条約の原則に反しているか否かを確定するために審判所を設立することが有益である。

ここでのキーワードは「ワイタンギ条約の原則」で——本稿注25の本法のフルタイトルが明示しているように——その原則の内容を確定することを目的としてワイタンギ条約法によって1975年に設立されたのがワイタンギ審判所である。

そこで、条約の前文と各条文に明示的、黙示的に盛り込まれたワナガ請求の法的根拠たるワイタンギ条約の諸原則を、報告書の‘5.3 Partnership’、‘5.4 Article 1: Kawanatanga – Good Governance’、‘5.5 Article 2: Rangatiratanga’、‘5.6 Is Wananga a Taonga?’、‘5.7 Active Protection’、‘5.8 Article 3: Oritetanga (Citizenship)’を手がかりにして——パートナーシップに関しては「世界の先住民の国際年」と日本の先住民民族アイヌをもとりあげつつ——検討する。

II-2 ワイタンギ条約の原則のひとつとしてのパートナーシップとマオリ

報告書は‘5.3 Partnership’において、ワイタンギ条約の原則のひとつとしてまずパートナーシップをとりあげている。そこで、ワイタンギ条約に焦点をあててパートナーシップを検討する前に、総論的な意味合いをも込めて——本稿の「はじめに」冒頭で言及した1970年代以降の国連を中心とした国際社会における先住民の権利復興運動の盛り上がりのなかで大きな転換点のひとつをなす「世界の先住民の国際年」(International Year for the World's Indigenous People) (1990年の国連総会で採択。以下、先住民国際年と略記) と、国際年

↘の原則を遵守させ、原則の内容を確定するための法律」

開始前年の1992年の12月10日に国連総会で行われた北海道ウタリ協会理事長・野村義一の記念演説を、パートナーシップの観点から若干検討しておく。

II-2-1 「世界の先住民の国際年」およびアイヌ民族と日本政府とのパートナーシップ

II-2-1 をふたつに分節して、先住民国際年とパートナーシップとのかかわりと、アイヌ民族と日本政府とのあいだのパートナーシップについてごく簡単に検討する。

II-2-1-1 「世界の先住民の国際年」とパートナーシップ

先住民国際年は——「現在少なくとも5,000の先住民民族が存在し、住民の数は3億7000万人を数え、5大陸の90カ国以上の国々に住 [み、政府の] ……政策決定プロセスから除外され、ぎりぎりの生活を強いられ、搾取され、社会に強制的に同化させられてきた」²⁶⁾ ——世界の先住民民族が直面しているさまざまな問題を解決するための国際協力をめざして、1993年からスタートすることが1990年の国連総会で採択された。そして国連人権センター (UN Center for Human Rights) は、世界中の人びとへの先住民国際年の啓発事業の一環として、「先住民：新たなパートナーシップ」 (“Indigenous People: a new partnership”) というサブタイトルをもつブックレット、『世界の先住民の国際年——先住民：新たなパートナーシップ』²⁷⁾ (以下、ブックレットと略記) を刊行した²⁸⁾。

26) 「国際連合広報センター」 「先住民民族」 (https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people : 2021年7月29日アクセス)

27) https://www.unic.or.jp/files/print_archive/pdf/world_conference/world_conference_8.pdf (2021年8月10日アクセス)

28) この先住民国際年は、国連総会が、「先住民が人権、環境、開発、教育、保健などの分野で直面する諸問題を解決するため、国際協力を育むために宣言したものであった。この小冊子は1993年、この国際年の啓発のために作成された。」総頁12頁の日本語版ブックレットの表紙には、「世界の先住民の国際年——先住民：新たなパートナーシップ——」というタイトルのすぐ上に、サブタイトルの一部たる ‘Indigenous People’ がデザイン調の親しみやすい字体で記されている。 (<https://>)

ブックレットは冒頭で、先住民国際年は「これまで世界の人々の関心を集めることが最も少なく、また最も弱い立場に置かれていた人びとの問題に世界の関心を集めるきっかけ」となり、「自らの生存と権利の認知をめざす先住民族たちの闘いの歴史において、まさしく画期的な出来事」となると、先住民国際年の意義を強調している。そしてそれにつづけて、先住民族問題の歴史的背景、課題、目的などについて、一般の人びとに非常にわかりやすいように簡潔・明瞭に紹介している。そこで、とくに歴史的な背景と課題に関する紹介のポイントをパートナーシップの視点をもまじえて以下でおさえておく。

II-2-1-1-1 先住民族問題の歴史的背景と近年の動向

先住民族の歴史的背景に関して、先住民族がとくに19世紀以降の植民地主義の下で苛酷な条件下で苦しめられてきたが、今日ではようやく「私たち [つまり非先住民族] のパートナー」となりつつあることがきわめて簡潔にのべられている。すなわち、植民地化によって近代国家に強制的に組みこまれるなかで、「先住民族の生存にとってきわめて重要な根源的な共生関係」を否定・剥奪され、「今日、先住民族は地球上で最も不利な境遇に置かれた集団のひとつ」という地位に貶められてきた。つまり、「先祖代々生活してきた領土 [における、彼らの固有の] ……土地を国家の発展のために譲り渡すよう要求され、文化の崩壊や立ち退きに直面」してきた。そのような状況の下、「先住民族は長年の間、国際社会の正義を求め……その文化と生活様式に対する尊重、そして先住民族に影響を及ぼす意思決定の過程への完全参加をめざして積極的に活動」に取りこんできている。そして、「一世代前には、多くの先住民族が投票する権利を与えられて [いなかったが] ……今日、先住民族は、地球環境の保護、持続可能な開発と資源利用の推進をめざす闘いにおいてますます目に見える形で私たちのパートナー」となってきた。

ここで言及されている、地球環境の保護、持続可能な開発と資源利用の推進をめざす闘いの契機は、とりわけ1987年に国連の「環境と開発に関する世界委

↘ www.unic.or.jp/news_press/info_materials/booklets_leaflets/ : 2021年8月10日アクセス)

員会」(通称、ブルントラント委員会)が公表した報告書“*Our Common Future*”である。そしてその後、1992年に国連環境開発会議(UN Conference on Environment and Development)(通称、地球サミット)がリオデジャネイロで開催され、いわゆるリオ宣言²⁹⁾(Rio Declaration)と環境について国際的な取り組みを行う行動計画「アジェンダ21」(Agenda 21)が採択されている³⁰⁾。

リオ宣言の前文では、「各国、社会の重要部門及び国民間の新たな水準の協力を作り出すことによって新しい公平な地球規模のパートナーシップ(new and equitable global partnership)を構築するという目標」を設定している。そしてさらに、そのようなグローバル・パートナーシップに関して、「第7原則 各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。……」とならんで、とくにつぎの3つのアクターの重要性を3つの原則として明言している。すなわち、女性(第20原則「女性は、環境管理と開発において重要な役割を有する。そのため、彼女らの十分な参加は、持続可能な開発の達成のために必須である。」)と若者(第21原則「持続可能な開発を達成し、すべての者のためのより良い将来を確保するため、世界の若者の創造力、理想及び勇気が、地球規模のパートナーシップを構築するよう結集されるべき」)、そして先住民民族である。

先住民民族に関してつぎのように規定している。「第22原則 先住民とその社会及びその他の地域社会は、その知識及び伝統に鑑み、環境管理と開発において[非先住民とその社会とのパートナーとして]重要な役割を有する。各国は彼らの同一性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発の達成への効果的参加を可能とさせるべきである。」つまり、持続可能な社会、開発を実

29) https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf ; <https://sustainablejapan.jp/2017/08/07/rio-declaration-on-environment-and-development/> 27 765 (いずれも、2021年8月11日アクセス)

30) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html> (2021年8月11日アクセス)

現するためには、いわゆる自然に関する「伝統的知識」(Traditional Knowledge)と叡智を有する先住民族とのパートナーシップが不可欠としているのである³¹⁾。

II-2-1-1-2 政府と国際社会の課題

以上のような状況を改善するために取り組まれるべき、世界の先住民族にとって共通の課題は、土地・資源、自治・自主的発展、環境、文化、言語、教育、保健、社会的-経済的状況、等々である。そして、そのようなさまざまな課題の解決をめざして設定された先住民国際年の目的、目標そしてテーマは、視点をかえて一言でいえば、ブックレットのサブタイトルたる「新たなパートナーシップ」の構築に他ならない。それは、「国家と先住民族、また国際社会と先住民族の新しい関係の構築を促進」することをめざし、「公正で、相互の尊重と理解に基づいたもの」でなければならないとされている。

ブックレットは「新たなパートナーシップ」の構築を実現するために推進すべきことがらとして以下の諸事項を提示している。すなわち、先住民の生活条件や将来に影響を及ぼすプロジェクトの企画、実施、評価における先住民自身の参加；先住民族のためのプロジェクト；2007年に国連総会で採択された国連先住民族権利宣言といわゆる ILO 条約を典型とする「先住民族の権利を擁護するための基準に関する知識」；先住民族の状況およびその生存に対する脅威について、一般の人々の認識を高めるための計画、である。そしてさらに、先住民国際年の目標を現実なものとするために政府に求められる主要な措置としてはつぎのような事項が掲げられている。テレビ・ラジオの番組編成や、教育、保健、雇用、住居、環境に関するモデル・プロジェクトなどに関して、先住民のイニシアチブを推進すること；政府の一般的な施策や国際年に着手される活動について、先住民と協働して得た情報を提供すること；国際年関連のすべて

31) マオリの自然（保護）に関する伝統的知識、叡智、環境思想と自然保護との関係については、角田猛之「マオリの環境思想と持続可能な自然、マオリ固有値の保全——ニン・トマス「マオリのランガティラタンガ、カイティアキタンガの概念と自然環境、所有権」論文およびマオリ土地裁判所刊行のブックレットの翻訳」『関西大学法学論集』第64巻第2号（2014年）参照。

の活動の準備、実施における先住民の参加を奨励すること；先住民の組織、共同体による独自の計画、活動の奨励、等々である。

以上の「Ⅱ-2-1-1 「世界の先住民の国際年」とパートナーシップ」でみた国際社会レベルの文字通りグローバルなパートナーシップは、以下の「Ⅱ-2-2 ワイタング条約の原則のひとつとしてのパートナーシップ」において検討する、ワイタング条約の原則のひとつたるパートナーシップの総論としての意味を有しているといえる。

Ⅱ-2-1-2 アイヌ民族と日本政府とのパートナーシップ——北海道ウタリ協会理事長・野村義一の国連総会記念講演

1993年の先住民国際年は、世界人権デー（Human Rights Day）として世界中でさまざまな記念行事が行われた³²⁾ 1992年の12月10日に、ニューヨークで開催中の国連総会での記念式典をもってスタートした。Ⅱ-2の冒頭で言及したように、北海道ウタリ協会理事長・野村義一も、他の先住民の代表とともにアイヌ民族を代表して記念演説を行った³³⁾。野村はその出席の経緯や意義などを自伝のなかでつぎのようにのべている³⁴⁾。

32) 「国連が創設されて3年後、総会は現代人権法の柱石となった「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」……を『すべての人民にとって達成すべき共通の基準』として採択した。世界人権宣言は1948年の12月10日に採択された。それ以来この日は国際人権デー（International Human Rights Day）として世界中で記念されている。」https://www.unic.or.jp/activities/international_observances/70th_humanrights：2021年8月11日アクセス

33) アイヌと日本政府とのパートナーシップとの関係でのこの記念演説の意義については、角田猛之「グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進に向けたアピール」（中谷和弘・高山佳奈子。阿部克則編著『グローバル化と法の諸課題』（東信堂、2019年）参照。また、グローバル化とアイヌ政策については、角田猛之「グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果——中曽根・単一民族国家発言と1987年の国連先住民作業部会での北海道ウタリ協会の活動」（1）（2）『関西大学法学論集』第70巻第5号（2021年1月）、第6号（2021年3月）；および、それらの活動をも推進力として制定されたアイヌ施策推進法については、角田猛之「日本政府のアイヌ政策の変遷と2019年アイヌ施策推進法の制定——国際社会の動向をも踏まえて」『関西大学法学論集』第69巻第6号（2021年1月）参照。

34) 野村義一『アイヌ民族を生きる』（草風館、1996年）83-84頁

一九九二年には、国連本部で演説をする機会がありました。国連の「世界の先住民の国際年」開幕式典で話したんです。これは市民外交センターが推薦をしてくれたんです。市民外交センターでは、先住民会議の基金に、毎年お金を拠出していて、その貢献度も買われたのではないかと思います。それからやはり〔野村自身も国連先住民作業部会に1987年の第5回部会に参加して以来〕毎年参加していたこともあったでしょう。〔改行〕世界から、個人で一八名、団体が二つ、演説をしました。そこで、八分の時間制限であったんですけど、演説をさせてもらいました。

日本政府はずっと、国連に日本にはそういう民族はいないと報告していたんですが、一九九一年になってやっと、国際人権規約B規約第二七条に関する第三回目の報告で、アイヌ民族を少数の民族としては認めたんです。独自の文化と言葉をもったアイヌ民族という「少数の民族」がいると認知したんですが、今でもやっぱり、日本政府はアイヌ民族が「先住民族」であるということを知っていないんです。ですが、日本政府は先住民族として認めなかったけれども、世界の国連が先住民族の一員として、私を国連本部に呼んで演説させてくれて認めてくれた、このことは全く嬉しかったですね。これはアイヌの歴史にとって記念すべき日だと思っています³⁵⁾。

この言につづいて野村は、与えられた8分間の演説の内容をごく簡単に紹介しているが、そのポイントはつぎのとおりである。演説した1992年12月10日が、日本政府が数年前まで民族としてさえ認めていなかったアイヌ民族が、国連で公式に先住民族として認知された記念すべき日であること；北海道の開発と同化政策によって、先住民族アイヌが民族としての基盤を喪失してきた歴史的経緯；日本政府および国連加盟各国とのあいだに「新しいパートナーシップ」の締結をもとめていること；アイヌ民族だけではなく世界各地の先住民族の生活に、日本企業の活動や政府の対外援助が大きな影響を与えていることを日本政

35) 野村がこの演説で言及している日本政府の自由権規約27条に関する見解の変遷については、「(2) 自由権規約27条に関する日本政府の見解の変遷」(角田猛之『改訂版』『社会・文化・法』のトピック分析 犯罪・宗教・マイノリティ』(晃洋書房、2018年)) 132-136頁参照。

府が認識すべきこと；先住民族の社会や文化の保護に関する国際基準を定立することへの国連への要請；国連で議論されている先住民族の権利に関して、アイヌ民族は独立への権利ではなく高度な自治を求めていること、である。

この第3番目の「新しいパートナーシップ」締結の求めと、そのグローバルな意義についての野村の理解は、彼の国連演説の核心をなしているといえる³⁶⁾。この「新しいパートナーシップ」というアイデアについて野村はつぎのようにのべている。

しかし、私が今日ここに来たのは、過去のことを長々と言い募るためではありません。アイヌ民族は、先住民の国際年の精神にのっとり、日本政府および加盟各国に対し、先住民族との間に「新しいパートナーシップ」を結ぶよう求めます。私たちは、現存する不法な状態を、我々先住民族の伝統社会のもっとも大切な価値である、協力と話し合いによって解決することを求めたいと思います。私たちは、これからの日本における強力なパートナーとして、日本政府を私たちとの話し合いのテーブルにお招きしたいのです。

これは、決して日本国内の問題にだけ向けられたものではありません。海外においても、日本企業の活動や日本政府の対外援助が各地の先住民族の生活に深刻な影響を及ぼしています。これは、日本国内における先住民族に対する彼等の無関心と無関係ではありません。新しいパートナーシップを経験することを通して、日本政府が、アイヌ民族に対するだけでなくすべての先住民族に対して責任を持たねばならないことを認識されるものと、私たちは確信を抱いております。[以下、10行省略] ……

アイヌ語で大地のことを「ウレシパモシリ」と呼ぶことがあります。これは、「万物が互いに互いを育てあう地」という意味です。冷戦が終わり、新しい国際秩序が模索されている時代に、先住民族と非先住民族の間の「新しいパート

36) 壇上での野村の写真を付して「国連総会記念演説」として、アイヌ協会（旧ウタリ協会）のホームページに全文が掲載されている。<https://www.ainu-assn.or.jp/united/speech.html>（2021年8月11日アクセス）また、アイヌ協会の協会誌たる『先駆者の集い』第58号でも、表紙において3列組で「『国際先住民年』の[改行]開幕式で演説[改行]——アイヌ民族の存在をアピール」という見出しで協会のホームページと同じ写真を付して全文を掲載している。

「パートナーシップ」は、時代の要請に応え、国際社会に大いに貢献することでしょう。この人類の希望に満ちた未来をより一層豊かにすることこそ私たち先住民族の願いであることを申し上げて、私の演説を終わりたいと思います。イヤイライケレ。ありがとうございました。

相互の理解と尊重に依拠した公正で公平・平等な「新たなパートナーシップ」の締結は、たんにアイヌ民族のみならず世界中の先住民族の権利回復をもたらすだけではない。「5,000の先住民族…… 3億7000万人…… 5大陸の90カ国以上の国々」に居住している先住民族と各国政府、そして国際社会との「新たなパートナーシップは、冷戦終結以後の新たな国際秩序の一翼をになうことができるものと認識されているのである。

その意味で、アイヌ民族が日本政府と新たなパートナーシップを結ぶことはグローバルな普遍的価値を有している、と野村自身がきわめてグローバルな視点からアイヌ、そして世界の先住民族の問題をとらえていたといえるであろう。

II-2-2 ワイタング条約の原則のひとつとしてのパートナーシップ

先住民族とのパートナーシップに関する1980年代以降の国際社会とアイヌ民族の以上の動向をも踏まえて、本稿の主要テーマのひとつであるマオリとニュージーランド政府とのパートナーシップの問題を、ワイタング条約の原則のひとつとしてのパートナーシップ、という視点から検討する。

報告書は‘5.3 Partnership’の冒頭で、条約によって創設されたマオリ・パケハ間のパートナーシップについてつぎのように指摘している。「条約はマオリと政府のあいだの相互的な関係を創設した。つまり、条約は政府に対して統治の権利と保護の義務を与える一方において、マオリに対しては彼らのさまざまな権利と財産を保証し、英国臣民としての権利義務を与えている。マオリにとってとくに重要なことは、条約によって創設されたパートナーシップのもとでパケハと平等な権利を与えられたことである。」そしてさらに、ワイタング条約上のパートナーシップに対するこのような理解を踏まえて、報告書はワナ

ンガ請求のキー概念として——ワイタンギ審判所が1993年に刊行した『アラワ部族地熱資源請求』（Arawa Representative Geothermal Resource Claims）に対する準備報告書でのべられている——パートナーシップに関するつぎの見解を引用している³⁷⁾。

パートナーシップの原則はニュージーランドマオリ評議会事件に関する控訴裁判所判決によって確立された。すなわち、条約はパートナーシップを明確に表明し、パケハ・マオリの両パートナーがお互いに道理に従い、誠実に行動することを要求している。それぞれの文化に固有のニーズが満たされ、その目的を達成するために相互に妥協することが必要な場合もあるが、マオリのタオンガに影響を及ぼすことがらがなされる場合には、条約が保障している彼らのランガティラタンガはマオリの利益を最優先することを求めている。

この『アラワ部族地熱資源請求』報告書の 'Section 5 Findings and Recommendation of The Tribunal' は、条約上の原則をふたつに分類している。第1は、上で参照した指摘の第1文と第2文の原則で、それをさらに3つの概念に分節している。すなわち、条約上のマオリの権利を積極的に保護するための政府の義務 (duty of active protection)、マオリの各部族の自己規制権 (tribal right of self-regulation)、そして、マオリと協議する義務 (duty to consult) である。

ワナンガ請求の申立人はこのパートナーシップの原則に依拠して、マオリの伝統的な環境のなかで高等教育を受ける権利を条約にもとづくマオリの権利として主張し、かつ、条約上のパートナーシップは高等教育に対する資金を政府から受ける権利をマオリに付与していると主張している。ところが政府は、1989年の教育法によって3つのワナンガを高等教育機関として承認したこと自

37) Waitangi Tribunal, Preliminary Report of the Waitangi Tribunal on the Te Arawa Representative Geothermal Resource Claims, Wellington, Brooker and Friend Ltd, 1993 (https://forms.justice.govt.nz/search/Documents/WT/wt_DOC_68451679/Te%20Arawa%20Preliminary%20Geothermal%201993.pdf) (2021年7月31日アクセス) 本文で引用した見解とそれ以下のパートナーシップに関する見解は同報告書の31-33頁の見解である。

体によって条約上の責務をはたしており、ワナンガへの資金提供は条約とは無関係であると主張する。

報告書はニュージーランドの教育制度、そしてニュージーランド社会において、マタウランガ・マオリ（マオリの知識、知、理解）、チカガ・マオリ（マオリの慣習）、そしてアフアタンガ・マオリ（ahuatanga Maori：マオリのあり方、見方、特性、機能）の重要性を政府が承認したこと、したがってその故にワナンガを主流たる大学、ポリテクニク、教員養成大学などと同じレベルの高等教育機関として承認したことは称賛されるべきものである、と政府の行動を一応の所は高く評価している。そしてさらに、政府はそれらを承認することでパートナーたるマオリに対する「善意」（‘good will’）を示した、とも指摘している。

しかしながら、教育改正法にもとづいてワナンガの創設資金を付与しない、つまり政府はワナンガを高等教育機関としての地位を付与する一方において、大学などの他の主流たる高等教育機関に付与している資金をマオリに対しては否定したのである。この点に関して報告書は批判的につぎのようにのべている。

高等教育機関としてワナンガを承認したこと自体をもって政府が条約上の義務を十分にはたしたのか否かという問題がワイタンギ審判所に提起された。そして審判所の答えは明確にノーである。なぜならば、パートナーシップにおける平等ということがあきらかに満たされていないと考えるからである。……ワナンガは、マタウランガ・マオリを維持し、広め、発展させるという法的義務を負っている。したがってパートナーシップの原則は、マオリがその法的義務の遂行に支障をきたさないようにワナンガを支えるという責務を政府に課している、と当審判所は認定しているからである。

以上のように、マオリと政府の相互関係を根底において包括的に規定し、支えているのは、お互いが合理的かつ誠実に協働することを根幹とするパートナーシップである。したがって報告書は、上のII-2-2で概観したように、まずはワイタンギ条約上のマオリ・政府間のパートナーシップのあり方を検討し

たうえて、条約を条文ごとに分節して、各条文が規定し、明示的、黙示的に表明している条約上の原則について検討を行っているのである。そこで以下においては、報告書での各条文の検討を手がかりにしつつ、条約上の原則についてさまざまな観点から検討を加えていく。

II-3 ワイタング条約第1条のカワナタンガとグッド・ガバナンス

報告書は '5.4 Article 1: Kawanatanga—Good Governance' においてワイタング条約第1条の検討からはじめている。条約の英語版第1条はつぎのように政府に対する無条件の主権譲渡を規定している。

“The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and the separate and independent Chiefs who have not become members of the Confederation *cede to Her Majesty* the Queen of England *absolutely and without reservation all the rights and powers of Sovereignty* which [chiefs of Maori]…respectively exercise or possess…over their respective Territories as the sole Sovereigns thereof.” (イタリック・角田)

しかしながら、英語を理解できないマオリの首長たちは英語版を元にして翻訳されたマオリ語版の第1条の規定にもとづいて、政府に譲渡されるのは絶対的主権ではなく³⁸⁾、カワナタンガ (kawanatanga) すなわち統治権 (governance) 言いかえると「平和と良き秩序」(‘Peace and Good Order’) にかかわるすべてのことがらについて立法する権限を政府に付与することであると理解していた³⁹⁾。

38) そもそもマオリは西洋起源の近代的概念たる「絶対的主権」という概念を有していない。ただしそれを、マオリ語版第2条でマオリに留保されている各部族の首長が保持している最高の統治権や自治権を意味するチノ・ランガティラタンガと表現しているのである。

39) 報告書ではこの個所に注が付され、1995年に刊行された ‘Waitangi Tribunal, Kiwifruit Marketing Report’ (Wai449, 1995) の ‘4.5 Kawanatanga’ を参照している。このキウイフルーツに関する審判で申立人は、ニュージーランドのキウイフルーツ市場局 (Kiwi Fruits Marketing Board) に対して、オーストラリアを除く

この点に関して、マオリ出身のマオリ法専門家であるオークランド大学上級講師のニン・トマス (Nin Tomas) はつぎのように指摘している。「大半のマオリは、マオリのハブに『ティノ・ランガティラタンガ』すなわち『絶対的権限』を保留したマオリ語版の条約 (Te Tiriti) に署名した。しかし英語版では、『主権』をイングランド国王に全面的に譲渡している。この両者が立憲民主主義の下で調和するか否かに関する議論が現在も続いており、マオリと政府の関係は常に見直されてきている。法的に認められていないが、英語版とマオリ語版の条約 (Treaty/te Tiriri) は、多くのニュージーランド人、マオリそしてパケハが政府の行為が正義にかなっているか否かを評価するための試金石になっている。」⁴⁰⁾

カワナタンガと立法権に関して、ワナンガ請求における「主たる問題は、[マオリの概念たる] カワナタンガを行使するいかなる権限を政府が有しているのか」である、と政府はのべている。そして、カワナタンガの具体的な内容としては、かぎられた資源の配分に関してマオリをふくむすべてのニュージーランド人の利益になるように如何にカワナタンガ、つまり立法権を行使するかについての判断は政府に委ねられていることには申立人も同意している。したがってワナンガ請求におけるワイタンギ条約第1条をめぐる主たる問題は、ワナンガの創設、運営の資金に関して、政府が条約上のパートナーたるマオリの権利を承認しつつ、統治する権限を適切に行使したか否か、である。

↘ くすべての海外市場に対する独占権を付与した、「一次産品マーケティング法」(1953年) (Primary Products Marketing Act 1953) と「キウイフルーツ市場規則」(1977年) (Kiwifruit Marketing Regulations 1977) が、申立人と彼らが所属するハブなどの利益を害するがゆえにワイタンギ条約の諸原則に反すると主張した。申立人は、モコ部族 (Ngati Moko) のナラタ・ノーマン (Marata Norman) とトゥカイランギ部族 (Ngai Tukairangi) のワイ・パレラ・テ・カニ (Wi Parera Te Kani) で、彼ら自身と彼らが所属するハブ、ファーナウ、そしてイウイのために申し立てたものである。そして、この 'Chapter 4 The Tribunal's Decision' の冒頭の3節で、本審判におけるワイタンギ条約にかかわるキーワードとして、タオンガ、ランガティラタンガそしてカワナタンガの概念を検討しており、報告書はこのカワナタンガの概念を参照している。

40) 本稿注3のトマス論文、334頁参照。

報告書は政府が有する統治の権限と責務について、ニュージーランドマオリ評議会対法務長官事件 (*New Zealand Maori Council v Attorney-General*) (放送設備事件) における枢密院司法委員会 (Judicial Committee of Privy Council) のウルフ卿 (Lord Woolf) の見解、すなわち条約が創設したマオリ・パケハ間の権利義務関係は双務的である、との見解を参照している。つまり、すべてのニュージーランド人のために政府が正統な統治を行っているマオリが承認する場合に、それを踏えて政府はマオリを保護すべきワイタンギ条約上の義務を負うのである⁴¹⁾。

そしてさらに問題は、もう一步踏み込んで、そのような双務的な権利義務関係において、政府はマオリの権利の保護のためにどこまで、あるいは、どの程度の義務を負っているのか、である。この問題に関して報告書は、1994年に刊行された『マオリ選挙選択権報告書』(Waitangi Tribunal, Maori Electoral Option Report, 1994) での、上で参照したニュージーランドマオリ評議会における見解を引用している⁴²⁾。

ワイタンギ条約はその英語版で、政府が保証しているものとしてこの「マオリの権利と財産を保護する」義務に言及している。このことは政府の義務の厳粛性 (solemn nature) を強調しているのである。しかし、その義務が絶対的で無制約 (absolute and unqualified) なものであることは意味していない。そのような絶対性は、ニュージーランドの統治に対する政府の義務と、マオリと政府との関係にはなじまない。条約が想定している両者の関係は合理性と相互の協働、そして信頼に基礎づけられるべきものである。したがって、政府はその義務の履行において、諸般の事情を踏まえつつ合理的であると認められる行為以上にタオンガを保護することまでは求められていないことを、双方ともに承認している。政府の義務は一定であるが、履行の際の状況に応じてその義務

41) *New Zealand Maori Council v Attorney General* [1994] 1 NZLR 513, 517, (PC) per Lord Woolf.

42) Waitangi Tribunal, Maori Electoral Option Report, 1994, sec 3.4 'Privy Council Discussion of Treaty Principles' https://ndhadeliver.natlib.govt.nz/delivery/DeliveryManagerServlet?dps_pid=IE28733740

履行の行為が合理的であると判断される程度は変化する。たとえば経済的に好況の時には認められないが、不況時には政府の義務を適切に履行するために大きな支出を抑えることが合理的であると考えられる場合もある。

すなわち、政府が負っているマオリの保護義務は絶対的なものではなく、その時々状況に応じて範囲や程度がことなっていることを、経済不況時の問題を例として指摘しているのである。ところがこの事例のすぐ後で逆の帰結を導く事例、つまり政府がより強力な保護義務を履行することが求められる事例として、脆弱な状況におかれているマオリ語の保護の問題をあげている。「たとえば、マオリ語がおかれている現在の状況のように、タオンガが脆弱な状況におかれている場合、政府はこのことを考慮した上で、マオリ語に対して負っている保護の義務を全うするために何をなすべきかを決定し、またその保護のためにとくに強力な措置をなすことが求められる場合もある。このような事態は、たとえばそのような脆弱な状況が政府の過去の義務違反によって引き起こされている場合や、それらの違反が何らかの立法によって引き起こされている状況においても生じ得る。したがって、過去の政府の義務不履行が原因である場合には、政府の責任はより重いものとなる。」

このような、タオンガたるマオリ語の保護のための強力な措置の求めということは、別稿で検討した『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』の結論部分でのべられているワイタンギ審判所の勧告に他ならない⁴³⁾。

6.3.7 したがってわれわれは教育相に対してつぎの勧告を行うこととした。すなわち、マオリ文化とマオリ語に関する学校教育のあり方について、以下のことを目的として早急に調査をはじめべきである。すなわち、それらの問題に関する最良のアドバイスをなす資格がある人物によって、教育相に詳細なアドバイスをなすこと、……。6.3.8 現在のニュージーランドの教育制度

43) Report of The Waitangi Tribunal on The Te Reo Maori Claim (Wai 11), 6.3.7, 6.3.8 https://forms.justice.govt.nz/search/Documents/WT/wt_DOC_68482156/Report%20on%20the%20Te%20Reo%20Maori%20Claim%20W.pdf (2021年8月7日アクセス)

1980年代以降のマオリの高等教育の展開

は、あまりにも多くのマオリの児童が満足できる教育水準に達していない故に十分には機能していないことはあきらかである。彼らは何らかの理由から現在の教育資源を十分に享受していない、もしくはできず、またマオリ語が十分には保護されていないなかでは、到達すべき教育達成レベルにはいたっていない。他のすべての人権と同じく、ワイタンギ条約において教育に関する平等権の実現が保証されていることは明白である。教育制度における独自の基準から判断して、マオリの児童が十分には教育を享受していないということだけからも、マオリ語を保護する義務を政府は履行していないがゆえに、現行の教育制度のあり方はワイタンギ条約に違反している。

そして報告書は、3つのワナンガのひとつであるファレ・ワナンガ・オ・アワヌイアランギの評議会の一——ワナンガへの十分な資金提供はワイタンギ条約上の政府の義務であることを正当化するために行った——聴聞での証言を参照している。すなわち、ワナンガは多くのマオリに対して主流たる高等教育とはことなる魅力的な選択肢を提供しており；とりわけ、ワナンガが存在しなければ学ぶ機会を有しないより多くのマオリの人びとが高等教育を享受していること；したがって、ワナンガに資金を提供することは政府による適切なカワナタンガの行使、実現である、と。

そして報告書はつぎの結論で本項を結んでいる。「ワイタンギ審判所は、ワナンガを支援するために十分な資金を提供することが政府による強力なマオリの保護義務の履行として不可欠であると確信している。なぜならば、資金提供がなければ多くのニュージーランド人の今後の教育に対する要求を満たせなくなるからである。」

つまり、政府がワナンガに資金を提供しないとすれば、それはマオリを含むすべてのニュージーランド人にとって不利益となる、つまり日本国憲法風に表現すれば「公共の福祉」に反するとワイタンギ審判所は認定しているのである。

II-4 ワナンガとランガティラタンガ、タオンガ

前項のII-3では、マオリ語版第1条が規定するカワナタンガとワナンガへ

の政府の保護義務について検討した。つぎに本項では、報告書の '5.5 Article 2: Rangatiratanga' を手がかりにして、マオリ語版第2条が規定するランガティラタンガとワナンガの関係、および政府のワナンガに対する条約上の保護義務を検討する。

II-4-1 ランガティラタンガの意味

ワイタンギ条約のマオリ語版第2条は、マオリが保持することを望むかぎり彼らが所有するすべてのものに対するランガティラタンガを保証する、と規定している。ただしこの第2条に関して、第1条と同様に英語版第2条とマオリ語版第2条の規定のあり方、したがってその内容において——マオリ語請求やワナンガ請求、そしてその他のワイタンギ審判所の審判においても最大の争点のひとつとなってきた——きわめて重大な齟齬が存在する。すなわち、「マオリ語版の第2条は『ランガティラタンガ』という用語を用いて、部族が彼らの土地やタオンガに対して有している権限を維持することを保証している。この用語を選ぶことで部族の〔自律的な〕地位と権限の存在を強調している。〔改行〕それに対して英語版では、政府はマオリが保持することを望むかぎり、彼らの土地や森林、漁業資源を含む彼らの所有権を保証している。そしてこの条文は、財産と所有権を強調している。』⁴⁴⁾のである。

つまりマオリ語版では、土地や天然資源などの物的財産とともに言語や文化などを典型とするメンタルな面で大きな価値があるもの、つまりタオンガを保証しているのに対して、英語版では物的財産とその所有権のみを保証しているにすぎない。

ランガティラタンガが具体的に何を意味しているのかについては、さまざまなワイタンギ審判所の報告書でそれぞれの問題に応じて検討されている。ワナンガ請求の報告書では、1988年に刊行されたマオリの漁業権に関する『ムリ

44) "Treaty of Waitangi", Waikato Regional Council (Te Kaunihera a Roha o Waikato) <https://www.waikatoregion.govt.nz/community/your-community/iwi/treaty-of-waitangi/> (2021年8月2日アクセス)

フェヌア漁業請求報告書』(Report on the Muriwhenua Fishing Claim: 全体で395頁の膨大な報告書である)⁴⁵⁾での検討を引用している。そこでの概念規定は、ワナンガを根底において支えているワイタンギ条約上の最重要原則のひとつたるランガティラタンガに関する簡潔かつ明確な概念規定であるゆえに、以下において引用する。

マオリ語版第2条の‘Te tino rangatiratanga o ratou taonga’⁴⁶⁾という文言は、現在と将来世代の部族のメンバーのために部族が有するタオンガを自ら排他的にコントロールすることを意味している。ランガティラタンガの保証には主に3つの意味が含まれている。第1に、ランガティラタンガを有していなければ部族を根底で支える基盤が社会的、文化的、経済的、そしてメンタルな面において脅かされるがゆえに、ランガティラタンガを保持し、コントロールすることは部族にとって不可欠であること。第2に、その権限行使においては、タオンガのメンタルな源泉(そして権限そのもの)と、将来世代のために部族の基盤を維持するというタオンガの管理者(stewardship)であることが認識されていなければならないこと。そして第3に、ランガティラタンガの権限行使は物的な財産に対してのみならず近親者集団に属するマオリの人びとや、部族が有する天然資源へのアクセスをも意味していること。

以上のランガティラタンガの概念を前提として、ランガティラタンガとマオリ語およびタオンガとの関係を以下で検討する。

II-4-2 ランガティラタンガとマオリ語

上で見たように、ワイタンギ条約の英語版第2条はマオリが保持することを

45) Waitangi Tribunal, Report of the Waitangi Tribunal on the Muriwhenua Fishing Claim, 2nd ed, Wellington, Government Printing Office, 1989 この引用文は、ワイタンギ条約の英語版とマオリ語版の齟齬を検討した‘10. The Treaty of Waitangi’の‘10.3.2 Maori Text’での一文である。その冒頭で「マオリ独自の概念をヨーロッパ語に翻訳すると、明らかな歪曲(distortions)が存在することになる。」と指摘している。https://forms.justice.govt.nz/search/Documents/WT/wt_DOC_68478237/Muriwhenua%20Fishing%20Report%201988.compressed.pdf (2021年8月2日アクセス)

望むかぎりその財産の保持、つまり物的な財産の保持を保証している。しかしながら、マオリ語版第2条が保証しているメンタルな面をふくむタオンガ、とりわけマオリ語に関しては、1840年代半ば以降に政府がマオリの教育をになうようになると、マオリのタオンガたるマオリ語は教育の場から排除され、徐々に英語のみが教育言語とされていった。そしてその結果、マオリの伝統と文化を踏まえた彼らにとってふさわしい教育を受けるというパートナーとしての条約上の権利は、完全に無視されてしまったのである。そのゆえに、学校でマオリ語を話すことは禁止され、マオリ語を話した場合には罰が科された⁴⁶⁾。

また、『ムリフェヌア漁業請求報告書』における指摘でみたように、マオリが保持し、価値あるものとするべきもの、つまりタオンガをマオリ語版第2条が保証しているにもかかわらず、マタウランガ・マオリ、すなわちマオリの知識、叡智は価値がないものとして英語のみによる教育によって完全に無視され、学校教育の場からもニュージーランド社会からも排除されてしまうのである。

しかしながらそのようなプロセスをパケハは、英語による教育を通してマオリを「文明化」(‘civilising’)、すなわちマオリの先住地・アオテアロアから近代国家・ニュージーランドへと導くために必要な、しかもマオリの人びとにとっても有益なプロセスとみなしていた⁴⁷⁾。マオリに対するパケハのこのような、啓蒙主義という名のヨーロッパの自民族中心主義の見かたは、「ワイタンギ条約は『文明化された国民 (civilised nation) と条約に署名する能力を有していなかった未開集団 (group of savages) のあいだで』結ばれているゆえに

46) Waitangi Tribunal, Report of the Waitangi Tribunal on the Te Reo Maori Claim, 3rd ed, Wellington, Brooker's Ltd, 1993, sec 3.2.8. この点については、拙稿「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス——マオリ語復興の動向」参照。

47) 自由主義のバイブルともいわれる『自由論』でJ. S. ミルは、いわゆる危害原理の適用除外例とし、「未成年期にあると考えられる遅れた社会」として先住民に言及している。「まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない。同じ理由から、われわれは、民族自身がまだ未成年期にあると考えられるおくれた状態にある社会は、この除外例においてよいだろう。」J. S. ミル『自由論』(『世界の名著』、第38巻所収) 224-225頁

「無価値」(worthless)」で、したがってワイタンギ条約は法的に無効であると宣言した最高裁首席裁判官ジェイムズ・プレnderガーストの見かたとまったく共通するものである。そして、マオリ語とマオリ教育をめぐるこのような政府の自民族中心主義の見かたに依拠して、ヨーロッパの生活様式へとマオリを同化させる政策が長年にわたって推し進められてきた。その結果、政府が制定したさまざまな法律によってマタウランガ・マオリは排斥され、そのことによってマオリ社会は大きな打撃を受けてきたのである。

ワナンガ請求において申立人たる3つのワナンガは、ワナンガ創設の発案、そしてその実行はワイタンギ条約第2条がマオリに保証しているランガティラタンガの実践に他ならない、と主張している。つまり、現在と——マオリのもっとも重要な概念のひとつたるファカパパ(系譜)によって、先祖の世代とともに、時間的、精神的に一体化されて理解されている——将来世代のために、マタウランガ・マオリを維持し、発展させることを目的として、マオリ自身のイニシアチブによってワナンガは創設されたのである。報告書では、たとえば3つのワナンガのひとつたるワナンガ・オ・ラウカワの場合、マタウランガ・マオリを活性化させるためにマオリ自身が何らかの手を打たなければ、部族の社会的、文化的、経済的、そしてメンタルな基盤が脅かされると考えていた、と指摘されている。

そして報告書は、ランガティラタンガが部族の有する固有の文化や伝統、慣習、社会、経済、そして政治など、部族のあり方全般に対する自己決定、自主管理を意味し、したがってワナンガという「高等教育機関を創設し、維持するというマオリの部族集団の努力は、まさにランガティラタンガのきわめて重要な行使、実現」であると指摘している。というのは、ワナンガ創設の目的はつぎの3つの範疇の人びと、つまり自己のイウイのメンバー、マオリの学生、そしてワナンガという独特の教育機関で教育を受けることを望むマオリを含むすべてのニュージーランド人のために高等教育を提供することだからである。

このことを踏まえて報告書はつぎのように指摘している。高等教育機関としてのワナンガの認可は、マオリ自身によるあらたな形態の教育を創造するとい

うランガティラタンガの行使、実現に対して、政府が積極的に関与しサポートする試みであり、政府はそのような部族の努力、イニシアチブを支援する条約上の義務を負っている。したがって政府は、ワナンガを創設しようとするマオリの部族およびコミュニティのメンバーに対して、彼らが高等教育に対するマオリの求めを満たすことができるようにワナンガに資金を提供し、その他の支援を行わなければならないのである。

政府に対してワナンガへの資金提供を求めたワナンガ請求に対するワイタンギ審判所の結論を報告書はつぎのように簡潔にまとめている。

申し立て人は、政府がワナンガに必要なインフラ整備のための十分な資金を提供しないことによって、条約で保障されたランガティラタンガをマオリが行使し、実現する能力を制約していると主張している。ワナンガはマタウランガ・マオリを維持し、発展させるための教育・研究を行う法的義務を課せられている。したがって、ワナンガに対して資金を提供しないとすれば、政府はワナンガが有するランガティラタンガの行使、実現を制約し、その結果、高等教育機関としてのワナンガがイウイと政府の双方に対して負っている義務を履行する能力を制約している、とわれわれは確信している。

II-4-3 ワナンガとタオンガの関係

報告書ではワナンガとランガティラタンガの以上の検討につづいて、ランガティラタンガと同じくワイタンギ条約上の原則にかかわるもっとも重要な概念であるタオンガとワナンガの関係を検討している。

報告書はまずワナンガについて、それはマオリ語とマタウランガ・マオリをふくむ古来からの学問と教育・伝承のにない手で、さまざまな行動や思考、判断に関する一連の基準や価値を具体化するものと位置づけている。そして動詞としての‘to wananga’は、教育と研究のためにあらゆる形態のマタウランガ・マオリを利用すること、としている。Māori Dictionary は‘wananga’の動詞と名詞のさまざまな意味をつぎのように提示している⁴⁸⁾。

48) <https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=wananga> (2021年8月3日アクセス)

'1. (verb) (-hia, -tia) to meet and discuss, deliberate, consider.:'; '2. (noun) seminar, conference, forum, educational seminar.:'; '3. (noun) tribal knowledge, lore, learning - important traditional cultural, religious, historical, genealogical and philosophical knowledge.:'; '4. (noun) instructor, wise person, sage, authority, expert, guru, philosopher, savant.:'; '5. (noun) tertiary institution that caters for Māori learning needs - established under the Education Act 1990.'

上の3. に依拠して、報告書の「マオリ語とマタウランガ・マオリをふくむ古来からの学問と教育・伝承のにない手で、さまざまな行動や思考、判断に関する一連の基準や価値を具体化するもの」という意味をつぎのように補足的に説明することができる。すなわち3の意味でのワナンガとは、部族の知、伝承、学識・学問で、文化、宗教、歴史、上で言及した系譜 (geneology; whakapapa (ファカパパ))、哲学にかかわる部族にとってもっとも重要な伝統的な知識・知・智である。そしてそれらを教育し、研究するのが「現代のワナンガ」('modern wananga') で、上の5. の意味での「1990年教育法の下で設立された、マオリの人がびとがいただく学びへのニーズを満たすための高等教育機関」を意味している。

そして報告書は、マオリ語とマタウランガ・マオリがタオンガであることは明白であるとし、「ワナンガはそれらのタオンガによって生命を与えられ、マオリの世界が相互依存的な世界であるがゆえに、ワナンガは逆にマオリ語とマタウランガに息吹を吹き込むことに貢献している。つまり、お互い同士が成長し、維持・発展することにおいて依存しあっている。」と指摘している。マオリの世界観に依拠したワナンガのあり方に関するこの指摘はきわめて重要である。そして、ここでいう「相互依存的な世界」としてのマオリの世界観はホーリスティックな世界観と言いかえることができる。

マオリのホーリスティックな世界観、思考法、そして上の3の意味での知識・知・智のありかたについて、拙稿「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス」においてつぎのように指摘した⁴⁹⁾。

49) 本稿注1)、角田猛之「1980年代以降のマオリ・ルネッサンス——マオリ語復興」

ヨーロッパの世界観においては合理的でアトミスティックな思考、そしてリアリズムや個人主義がその基盤となっている。それに対してマオリの世界観ではそれらとは真逆の要素がその中核を占めている。ニン・トマスは西洋の世界観や思考法とは決定的に異なるマオリ独自の世界観の典型として、哲学者のマオリ・マースデン (Maori Marsden : 1924?-1993) ……の見解をあげている。……「マオリと西洋の知的なパラダイムの相違は、マオリ法から知りうる自然環境に関する基本的アイデアが西洋の法的アプローチと対比された場合により明確となる。[改行] マオリ法は宇宙のつぎのものから構成されるプロセスとして認識されるとする、哲学者マオリ・マースデンによって正しく描き出されたユニークな世界である。「……時間という酵素によって最終的にあられでてきた自然界から分離された一連の相互に関連する領域。この宇宙的なプロセスは霊 (spirit) によって統一され、相互に結びついている。」……

つまり、マオリの世界観においては、人間と自然 (物質的存在)、そして霊的存在は一体的で、かつそれぞれが相互に結びつき、かかわりあうなかで宇宙の全体を形成しており、それらすべてに活力を与え、結びつけているものがファカパバである、とまとめることができるであろう。それは一言でいえば、マオリの哲学を象徴するホーリスティックな世界観、宇宙観である。そして、そのような世界観のなかで……マオリ独自の要素が不可欠なものとして機能し、マオリタンガを形成しているのである。

タオンガとホーリスティックな関係にあるワナンガは、報告書が明確に指摘するように学問体系、そしてマタウランガ・マオリの宝庫という意味でタオンガであることはあきらかである。ところが、Ⅱ-4-1で参照したように「マオリ独自の概念をヨーロッパ語に翻訳すると、明らかな歪曲 (distortions) が存在することになる。」したがって、そのような歪曲を防止するために『ムリフェヌア漁業請求報告書』は、「『タオンガ』や『チノ・ランガティラタンガ』のような条約上のキーワードの重要性を理解するためには、独自のマオリの文化的コンテキストのなかで見られなければならない」⁵⁰⁾と指摘しているの

↘の動向」「Ⅱ-1-5 ニューゼーランドの文化遺産としてのマオリの文化」の注*2

50) 本稿注45, Waitangi Tribunal, Report of the Waitangi Tribunal on the ↗

る。

そして報告書はつぎのようにワナンガもこのような歪曲の宿命を負っている
と指摘している。「政府は『ワナンガ』を [上の3. の広範な射程範囲を有する
ワナンガをになう5. の意味のワナンガよりも] 限定された意味で翻訳して、
マオリ式の大学を意味するものと理解していることはワイタング審判所にとっ
てあきらかである。パケハを中心とした主流の大学はワナンガをマオリ語もち
いて 'whare wananga' と呼んでいる。しかし、[西洋の大学を基準としてマオ
リのワナンガを] そのように翻訳することによって、ワナンガの真の意味を一
層とらえにくいものになっている。」

そして報告書は、政府のワナンガに対する条約上の義務にかかわる提案と合
わせて、つぎのように指摘して本項をむすんでいる。「政府はワナンガが具体
化している一連の基準や諸価値の一体性を積極的に保護する条約上の義務を
負っている、とワイタング審判所は確信している。[改行] そして、政府が条
約上の義務を履行し得るひとつの方法は、ニュージーランド資格局 (New
Zealand Qualifications Authority) による現代のワナンガへの監査を再開する
ことである、とワイタング審判所は提案する。しかも監査は、ワナンガが具体
化した一連の基準や諸価値を評価し、判断する専門的知識を有する人びと [つ
まり、マオリに関する専門家] によって実施されなければならない。」

II-5 ワナンガに対する政府の積極的な保護義務

II-3で参照したニュージーランドマオリ評議会対法務長官事件判決が判示
していたように、ワイタング条約が創出したマオリ・パケハ間の権利義務関係
は双務的である。したがって、政府はワイタング条約第2条に規定された統治
権をマオリに対して行使する権限を有するとともに、マオリの利益を積極的に
保護する義務をも負っている。そこで以下では、報告書の '5.7 Active
Protection' を手がかりにして、ワナンガに対する政府の積極的な保護義務に
ついていくつかの視点から検討する。

↘Muriwhenua Fishing Claim, 180頁

II-5-1 ワイトンギ条約上の政府の積極的な保護義務を認定した判例と審判による明確化

積極的な保護義務をはじめて認定したのは、1987年に控訴裁判所が下したニュージーランドマオリ評議会对法務長官事件判決 (*New Zealand Maori Council v Attorney-General* [1987] 1 NZLR 641, 664 (ca)) である。この判決は詳細に条約上の原則を明示したはじめての判決で、後に、II-3で参照したニュージーランドマオリ評議会对法務長官事件(放送設備事件)における枢密院司法委員会の判決や、ワイトンギ審判所の審判において踏襲されている。そこで示された5つの原則のうち第3番目の原則として、マオリの利益を積極的に保護する義務が提示されている。これらの点についてつぎのように指摘されている⁵¹⁾。

1987年の判決は詳細に条約上の原則を明確に示したはじめての判決である。……同事件のロビン・クック裁判官 (Justice Robin Cooke) は、土地をめぐる1987年のこの判決を「ニュージーランドの裁判所に今後提起されるすべての事件にとってはもちろんのこと、わが国の将来にとっても非常に重要な」判決であるとのべている。同判決は後の判決とワイトンギ審判所の審判にとってのリーディング・ケースとなった。[改行] 土地をめぐる1987年の事件で明確にされた条約上の原則をいくつか掲げると

- 合理的かつ誠実に行為する義務……
- 政府によるマオリの利益の積極的な保護——政府の義務はたんに受身的ではなく、彼らの土地や天然資源の利用において「可能なかぎり最大限に」(‘to the fullest extent practicable’) マオリの人びとを積極的に保護することである。
- 政府は十分な情報を得た上で決定を下さなければならない：控訴裁判所は、合理的かつ誠実に行動するために、政府がワイトンギ条約にかかわる決定

51) “The Encyclopedia of New Zealand” ‘Story : Principles of the Treaty of Waitangi - ng ā m āt āpono o te tiriti’ Page 2. Treaty principles developed by courts’ <https://teara.govt.nz/en/principles-of-the-treaty-of-waitangi-nga-matapon-o-te-tiriti/page-2> (2021年8月4日アクセス)

をなす場合にはかならず十分な情報を得なければならない。

- 政府はマオリが抱えている過去の憤り (past grievances) に対して、その解消のために救済措置を施さなければならない：提起された申し立てをワイタンギ審判所が正当であると認め、救済策を勧告した場合には、政府は——合理的に行動している条約上のパートナー [つまりマオリ] 自身が、それを取り下げることが正当であると考えられる理由がないかぎり (ただしそのようなことはきわめて例外的な状況下においてのみである) ——すくなくとも何らかの救済を認めなければならない。
- 政府はマオリを統治する権限を有している……

報告書は、政府が負っている以上の積極的な保護義務を踏まえて、「マオリ語とマタウランガ・マオリ、タオンガの保護という任務に専心している機関であるワナンガを保護するために、積極的に行動しなければならないと確信している。」と指摘している。そしてさらに報告書は積極的義務に関して、保護義務がおよぶ範囲と、とりわけタオンガに対する保護義務に言及している『アラワ部族地熱資源請求』でのつぎの認定を引用している⁵²⁾。

ワイタンギ条約第2条は政府に対して、マオリの利益とともに彼らのタオンガとそれらをコントロールするマナすなわち権限に対して申立人が有している利益を積極的に保護することを求めている。したがって保護を怠る場合にはワイタンギ条約の諸原則に反することになる。

申立人が有しているタオンガをどの程度保護すべきかについては、保護の対象が有する性質と価値によって決まってくる。しかも、あるタオンガがどの程度の価値を有するののかについては、当然に申立人が決めるべきことがらである。ただしそのような価値はタオンガの伝統的な用途には限定されない。したがって、現在の用途、もしくはタオンガに対してランガティラタンガを有している人びとがふさわしいと考えるような潜在的な用途もふくまれる。きわめて大きな価値があり、希少かつ代替不可能な精神的、物的重要性を有しているタオンガの場合には…… (きわめて例外的な状況を除いて) マオリの人びとが保護を

52) 注37, "Preliminary Report on the Te Arawa Representative Geothermal Resource Claims", pp 33-34

望むかぎりそれらを保護する義務を政府は負っている。

傍点を付した箇所での言が明確に示しているように、保護義務がおよぶ範囲、とりわけタオンガに対する保護義務の範囲と程度を決するに際しては、徹底してマオリの立場にたつべきこと、つまりマオリの自己決定権を強調している。これは言いかえれば、とりわけ1970年代以降のマオリの権利興隆運動以前における、パケハの文化や伝統を絶対視もしくは優れたものと見るエスノセントリズムを否定し、相対主義、相互尊重主義の視点から、ワイタンギ条約上のパートナーたるマオリの文化や伝統を等しく尊重する立場に徹すべきことを意味しているのである。

II-5-2 すべてのニュージーランド人にとってのタオンガたるワナンガに対する政府の積極的な保護義務

つぎに、1987年の判決ではじめて明示された政府の積極的保護義務とワナンガの関係について検討する。

報告書はワナンガに対する保護義務に関してつぎのようにのべている。「マオリ語とマタウランガ・マオリがニュージーランドにとってきわめて貴重で、代替不可能なタオンガ (highly valued and irreplaceable taonga for New Zealand) であることはあきらかである。なぜならば、これらのタオンガは世界中のどこにも存在していないからで、したがって政府はこれらのタオンガを保護する義務を負っている。現代のワナンガは、これらのタオンガを保護し、維持・発展させる責務を古来からになってきた学問的営為の現代的実践である。したがって、政府はそれらが生命力を保ち、生き抜くことを確かなものとするために積極的に行動しなければならない。」

この指摘で重要なことは、タオンガとしてのマオリ語とマタウランガ・マオリが、マオリにとってのみならず「ニュージーランドにとって」すなわち、すべてのニュージーランド人にとって「きわめて貴重で、代替不可能なタオンガ」である、と明確に認識されていることである。それは、自然遺産と文化遺産とは性質をことにするものの、たとえばキーウィのようなニュージーランド

の固有動物とおなじく、「これらのタオンガは世界中のどこにも存在していない」ものであり、まさにかげがえのない国家の文化遺産である⁵³⁾。そうであるがゆえに、報告書はつぎのようにワナンガに対する政府の積極的な保護義務の履行が必要であることを強調しているのである。「かりにワナンガが資金不足から運営が困難となるようなことがあれば、政府はマオリに対してのみならずニュージーランド社会全体に対して不利益を与えているのだというワイタンギ審判所が有している確信を、ここでもっともつよいことばで強調しておかなければならない。」

II-5-3 政府のワナンガへの資金提供に関する政策変更と協議義務

II-5の最後に、ワナンガへの資金提供に関する政府の政策の変更と、政府が負っているマオリとの協議義務について検討しておく。

ワナンガ請求において申立人は、1990年の教育法改正法によってワナンガへの創設資金を廃止したことは、政府が負っている条約上の義務に反している、と申し立てている。この申し立てに関して報告書は、「ワナンガの創設資金廃止という1990年の政策転換は〔政府が主張するように〕ワイタンギ条約の問題とは無関係であるというとすれば、それは誤りである」と、政府を批判している。なぜならば、「マオリに影響をおよぼすすべての立法は、当該法律がワイタンギ条約に明示的に言及しているか否かにかかわらず、条約に関する問題」だからで、しかも、「まちがいなく政府は1990年の政策転換がワナンガに〔その他の主流たる高等教育機関とはことなる〕不公正な負担を課すことを認識していた」からである。

そして、ワイタンギ審判所は報告書においてつぎのふたつの事実、すなわち1990年の改正法にもとづいてワナンガが高等教育機関としての地位を申請すること、したがってワナンガの高等教育機関への編入を政府が当然予期していた

53) ちなみに、マオリ語はユネスコが公表している約2500の消滅危機言語のひとつである。わが国に関しては、アイヌ語、八丈語、他、8言語が消滅危機言語とされている。

こと；しかしそれにもかかわらず、そのようなあらたな高等教育機関が必要とする創設資金を政府が提供する準備をしていなかったことはあきらかである、と指摘している。そしてその上で報告書は、現在の国際人権としての先住民族の権利にもかかわる重大な問題をつぎのように提起している。「1990年の教育法改正法の制定に先だって、同法がマオリの高等教育におよぼす影響について、教育相がマオリと協議を行うという責務を有していたか否かという問題にここで言及しておく。そして事実として、長年にわたって確立されてきた政策たる資金提供に対する——ワナンガに対してきわめて甚大かつネガティブな影響をおよぼす——大きな変更の提案に関して、イウイヤ申立人と協議が行われていなかった。」

これらの言——とりわけ「教育相がマオリと協議を行うという責務を有していたか否かという問題にここで言及」——においてワイトンギ審判所は、1970年代以降の国連を舞台とした長年にわたる紆余曲折を経て、ようやく2007年に国連総会で採択された国連先住民族権利宣言（UN Declaration of the Indigenous Peoples：以下、国連宣言と略記）32条2項⁵⁴⁾として規定されるにいたった協議義務に、いわば先取りの言及しているのである⁵⁵⁾。

この協議義務に関して、たとえば——先住民族の人権状況に関する国連特別報告者で、先住民族の権利に関する世界的な権威である——ジェイムズ・アナヤ（James Anaya）は、“Report of the Special Rapporteur on the situation of

54) 「2. 国は、特に鉱物、水又はその他の資源の開発、利用又は採掘に関連して、先住民族の土地又は領域及びその他の資源に影響する計画を承認する前に、先住民族の自由で事情を了知した上での同意を得るため、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力しなければならない。」https://www.cais.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/indigenous_people_rights.pdf（2021年8月5日アクセス）

55) その成立の経緯や先住民族の権利、マオリによる活用のあり方、その他については、クレア・チャーターズ、角田猛之訳「国連先住民族権利宣言の正統性」・「先住民族の権利」『関西大学法学論集』第67巻第1行（2017年）；クレア・チャーターズ、角田猛之訳「活用しなければ無駄になる：法的、政治的請求においてマオリが国連先住民族権利宣言を活用することの意義」関西大学法学研究所『ノモス』No. 41, 2017年12月、参照

human rights and fundamental freedoms of indigenous people, James Anaya” (A/HRC/12/34, 15 July 2009) での、先住民と政府の協議義務を詳細に検討した ‘II. A CORE ISSUE: THE DUTY TO CONSULT’ の冒頭でつぎのように指摘している⁵⁶⁾。

36. 特別報告者は、世界中の先住民が直面している共通の問題を明らかにし、それらの問題に直接に取りくむための方策を展開してきた。そのなかで、再三にわたり、さまざまな文脈において、先住民に影響を及ぼす決定をなすにあたって彼らと協議する義務を国家が十分にはたしていないこと、そしてまた、政府やその他のステークホルダがこの義務を履行するためにはどのような方策をとることが適切であるかを検討することが必要であることを指摘してきた。政府が実現しようとする企画のもっとも初期の段階から、協議を通じて先住民がコミットしていなければ、政府のプロジェクトの実効性は——かりにそれらが、とくに先住民の人びとの利益になるものであるとしても——おぼつかないだろう。そしてさらに、十分に協議をしないことから、時には暴力沙汰にも発展する可能性を秘めた、先住民の怒りと不信感を伴う対立的な状況にいたるであろう。

つまり、「資金提供政策に対する……大きな変更の提案に関して、イウイや申立人と協議が行われていなかった」という事実に対して——かりに報告書が刊行された1999年に国連宣言が成立していたならば——国連宣言、したがって先住民に保障された国際人権に反していると、「ワイタング審判所 [は] ……もっともつよいことばで強調」し、つよく批判したことはまちがいないと思われる。そしてさらに、政府がイウイ、つまりマオリの人びとと協議をしな

56) A/HRC/12/34 - E - A/HRC/12/34 - Desktop (undocs.org) (2021年8月5日アクセス) アナヤは彼の前任者たる特別報告者ルドルフ・スタベンハーゲン (Rudolf Stervanahagen) の後を継いで2008年以来2期・6年にわたって特別報告者として活動し、マオリに関する報告をふくむ多くの「国連・先住民の権利に関する特別報告者報告」を刊行している。彼の経歴、業績については、ジェームス・アナヤ、角田猛之訳「国連・先住民の権利に関する特別報告——ニュージーランドにおけるマオリの人びとの現状」『関西大学法学論集』第67巻第4号(2017年)参照。なお、同翻訳の111頁の下から8行目の角田による [] の補足は誤記にて削除する。

かったことは、ワイタンギ条約における条約上の原則にも当然に違反していると考えていたこともあきらかである。

パートナーシップの概念を明確化したものとして本稿の注37で参照した1993年の『アラワ部族地熱資源請求』は、ワイタンギ条約第1条と2条はつぎの3つの原則をふくんでいると指摘している。すなわち、上で検討したマオリに対する積極的保護義務、部族の自己統制権、そして、マオリとの協議義務である。そしてこの協議義務に関してつぎのように指摘している。「政府が〔マオリの利害関係にかかわる〕いかなる決定をなす場合にも、言いかえるならば、タオンガにかかわる部族やハプのランガティラタンガに影響をおよぼすことがらに関して制定法上の権原を行使する前に、マオリと十分に協議しなければならない。』⁵⁷⁾

またII-5-1において、ニュージーランドマオリ評議会対法務長官事件判決で示された条約上の諸原則を列挙したが、そこで示された5つの原則のうち第3番目の原則はマオリとの協議義務に類する、もしくは、後に国連宣言第32条2項において協議義務として規定されるにいたる内容を、ワイタンギ条約上の原則のひとつとして掲げているといえる。すなわち、「政府は十分な情報を得た上で決定を下さなければならない：控訴裁判所は、合理的かつ誠実に行為するためには、政府がワイタンギ条約にかかわる決定をなす場合には、かならず十分な情報を得なければならない。」つまり、政府がマオリの利害関係にかかわる決定に関して、十分な情報を得るためには、事前にマオリと協議をしなければならないことは当然のことだからである。

ワナンガの運営をになうマオリの人びとが提起したワナンガ請求は、ジェームズ・アナヤが指摘するように、まさに「協議をしないことから〔生じた〕……先住民族の怒りと不信感」から提起されたものにほかならない。

II-6 オリテタンガとワナンガ

〔II. ワナンガとワイタンギ条約〕の最後に、報告書 5.8 Article 3:

57) 注37, “Preliminary Report on the Te Arawa Representative Geothermal Resource Claims”, pp 31-32頁

Oritetanga (Citizenship)' を手がかりにしてワイタングィ条約第3条とワナンガの関係をオリテタンガ (oritetanga)、つまり市民権の視点から検討する。

II-6-1 オリテタンガの意味

英語版第3条は他の2条とはことなりその規定はきわめてシンプルである⁵⁸⁾。すなわち、

“In consideration thereof Her Majesty the Queen of England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.”

ところが、マオリ語版第3条をテキストとして1975年に英訳された英語版第3条はつぎのように規定している⁵⁹⁾。

“For this agreed arrangement therefore concerning the Government of the Queen, the Queen of England will protect all the ordinary people of New Zealand and will give them the same rights and duties of citizenship as the people of England.”

両者においてことなっているキータームを対照的に示すと、

'Natives' ↔ 'ordinary people'

'all the Rights and Privileges of British Subjects' ↔ 'same rights and duties of citizenship as the people of England'

である。この対照との関係で、政府のワナンガに対する保護のあり方を検討する際に重要な点をさしあたり1点あげるとすれば、後者の英訳版第3条において 'citizenship' というタームが用いられていることである。この点と関連して

58) <https://nzhistory.govt.nz/politics/treaty/read-the-treaty/english-text> (2021年8月6日アクセス)

59) <https://archives.govt.nz/discover-our-stories/the-treaty-of-waitangi> (2021年8月6日アクセス)

英語版第3条の特徴としてつぎのように指摘されている。「第3条において政府はマオリに対して政府の保護と完全な市民権をあたえることを保証している。この〔マオリ語版から英訳された〕条文は平等を強調している。」⁶⁰⁾

報告書は第1条に関する5.4では‘kawanatanga’、第2条に関する5.5では‘rangatiratanga’として、マオリ語のみを節のタイトルとしてしている。それに対して第3条については、‘5.8 Article 3 : Oritetanga (Citizenship)’として——章節のタイトルに（ ）を付して補足を挿入することは、一般的に見てもめづらしいというべきであるが——わざわざ、‘oritetanga’に‘citizenship’という英語表記を付記している。しかも、マオリ語の‘oritetanga’の意味としてMāori Dictionaryでは、‘equality, equal opportunity’のみが掲げられているのに対して、たとえば、II-4-2で引用した‘wananga’のように、同辞書は他の単語に関してはさまざまな類似的、派生的意味をいくつか列挙していることが通常である。しかしながら、上で言及したように‘oritetanga’の意味としては、同辞書において‘citizenship’に相当する語は提示されていない。

上の事実はつぎのこと、すなわち、報告書が、上で参照した「この〔マオリ語版から英訳された〕条文は平等を強調している。」という指摘と同じ視点、つまりマオリをふくむすべてのニュージーランド人に保証された平等な市民権として、マオリ語のオリテタンガを把握していることを示しているといえるだろう。そしてさらにもう一步進めて、マオリを‘Natives’としてではなく‘ordinary people’として、マオリもパケハも平等かつ主体的にニュージーランドの政治や社会の運営に参加し、それらを積極的にになっている「市民」としてマオリの人びとを把握していることを示しているといえるだろう。

II-6-2 第3条のふたつの解釈——パケハの視点とマオリの視点

以上のことがらを踏まえて、本章の最後にワイタング条約第3条の意味とワ

60) ‘Treaty of Waitangi’ Waikato REGIONAL COUNCIL Te Kaunihiera ā Rohe o Waikato <https://www.waikatoregion.govt.nz/community/your-community/iwi/treaty-of-waitangi/#e7795> (2021年8月6日アクセス)

ナンガの関係を検討する。

報告書は第3条をめぐるふたつの解釈に言及している。すなわち、伝統的なパケハの立場からの解釈と、マオリの諸権利の保護の立場からの解釈である。前者は「『国王の保護』と英国臣民としての特権をマオリに対して与えるという場合、英国臣民としてのみマオリの権利を付与し、保護すること、したがって伝統的なマオリの権利は消滅したということが意図されているとする解釈[で] ……この解釈に依拠して、しばしば第3条はマオリの伝統を消滅させることを正当化するためにもちいられている。」それに対して後者は、「条約はマオリに対してあたらしい権利——『英国臣民としての権利と特権』——を承認しており、したがって、マオリであることによって有している固有の権利を否定していないとする解釈」である。

そして報告書は、ワイタング審判所はパケハの立場に立った伝統的解釈はとらない、と明言している。なぜならば、「条約においては、マオリが彼らの固有の権利や文化、伝統、知識、世界観などを放棄しなければならないという示唆は、明示的にも黙示的にもどこにも存在しない。」からである。つまり、「条約はマオリに対して、英国臣民としての権利を追加的に与えると同時に、彼ら自身の慣習や伝統に依拠して従来通り生きていく権利を与えている」とワイタング審判所は考えているからである。そして、ここでいわれている追加的に与えられた「英国臣民としての権利」は、マオリ語版第3条をテキストとして1975年に英訳された英語版第3条で規定されている「英国人と同様の市民の権利義務」を意味しているのである。

Ⅱ-4-2でも見たように、ワナンガはマオリ語とマタウランガ・マオリをふくむ古来からの学問と教育・伝承のない手で、さまざまな行動や思考、判断に関する一連の基準や価値を具体化することを目的とした高等教育機関である。また、彼ら自身の慣習や伝統を基礎づけているのがマオリ固有の一連の基準や価値である。そして、マオリの権利保護の立場からワイタング条約第3条は、英国臣民としての権利と特権というあたらしい権利とともに、従来通りマオリの様式に従って生きていく権利をマオリに保証している、とワイタング審判所

は理解している。したがって、ワイタング審判所は第2のマオリの立場に立った解釈を採用しているのである。

報告書はワナンガへの創設資金の廃止という政府の政策変更に対する、聴聞における申立人の批判の内容を以下のように要約している。すなわち、まず、政府の従来からの教育政策に対する批判として、「マオリは過去の政策の故に、教育上の諸条件において不利益を被ってきており、そのことは社会-経済的にもマイナスの帰結をもたらしてきている」こと；ワナンガに関しては、主としてふたつの観点からの批判、すなわち、第1に「マオリ語とチカガ・マオリの維持をバックアップする機関たるワナンガが、創設資金に関する政策変更によってあきらかに不利益を被っている」こと、第2に「ワナンガに通っている何百人もの学生が、いきとどいた施設、環境のなかで教育を受けることができないこと」である；そして、このような状況がつづくことが容認され、放置されるならば、「マオリの学生はワナンガに対してネガティブな目でみるようになり」、また、「ワナンガの機能が停滞し、資金と受講可能なコースが削減される結果、学業成績不振問題にも悩まされるようになる」。そして最終的には「専任と補助教員 (kaiawhina) のいずれの優秀なスタッフもワナンガから去り、また、運営資金が回らなくなつてついにはワナンガを閉鎖」せざるを得なくなること；そしてそのことによって、「ニュージーランド人はマオリの〔固有の文化的、伝統的な〕環境、雰囲気の下で展開される高等教育をうけるという選択肢を選べなくなる」のである。

以上の一連の批判に関してもっとも重要なことは、その最終的な結末、つまりワナンガに対する政府の保護義務違反によって、マオリの人びとのみならずすべてのニュージーランド人が「マオリの〔固有の文化的、伝統的な〕環境、雰囲気の下で展開される高等教育をうけるという選択肢を選べなくなる」ということである。報告書はこの点に関して、選択肢に関する原則を展開した『ムリフェヌア業権報告書』のつぎの見解を引用している⁶¹⁾。

61) 注37, "Report of the Waitangi Tribunal on the Muriwhenua Fishing Claim", sec 10.5.4

条約はマオリに対して、固有の慣習に従い、マオリの伝統的な枠組みのなかで発展するのか、あるいは、あらたな生活様式に同化するのかという、ふたつの選択肢を提供している。そしてさらに、それらふたつの世界に生きるという第3の選択肢をもおそらくは提供している。そのような選択肢はすべてのニュージーランド人に開かれていることから……パートナーとしてのマオリがいずれを選択するかを強制することは意図されていない。

つまり、資金不足の故にワナンガが閉鎖されたならば、上の第1もしくは第3の道としてワナンガで学ぶことを選んだマオリの学生たちは、やむを得ず主流たる高等教育を受けざるを得なくなるのである。

政府はワナンガを法的に認可し、マオリの固有の文化的、伝統的な環境、雰囲気高等教育を提供するという法的責務をワナンガに課した。そしてそのことによって政府はマオリに対して誠実に行動した、とワイタング審判所は一応の所は評価している。しかしながら、すべてのニュージーランド人に対して提供すべき多様な高等教育の一翼をになうワナンガに対して十分な保護を提供していないことで、政府はワイタング条約上の保護義務を果たしていない、とワイタング審判所が考えているとも明言している。

したがってその故にワイタング審判所は、本稿冒頭の「報告書要約」でみた結論、すなわち、主流たる高等教育機関と同様に政府はワナンガ創設資金を提供すべきである、という最終的な結論にいたるのである。

むすびにかえて

以上において、マオリの高等教育機関たるワナンガをめぐる1980年代以降の動向を、『マオリ語請求に関するワイタング審判所報告書』を手がかりにして検討した。その際、まずⅠ. においては、マオリの部族集団たるイウイがになう、マオリ文化、伝統に依拠した高等教育機関としての現代のワナンガでの教育のあり方を検討した。ついでⅡ. においては視点をかえて、ワナンガとワイタング条約の関係を、マオリ・政府間のパートナーシップと政府の積極的保護義務に焦点をあてて検討した。

ここでは、視点をさらに1980年代から2021年現在に移して、ワナंगाのあり方の一端を見ておきたい。その際、3つのワナंगाにおいてはもとより、ニュージーランドの全高等教育機関のなかでももっとも規模の大きい機関のひとつである、ワナंगा・オ・アオテアロアをとりあげる。そして、その公式ホームページで同校の特徴を簡潔にまとめた“Who We Are”⁶²⁾を訳出することで、本稿全体を通じて強調した、すべてのニュージーランド人にとっての現在のワナंगाの重要性の一端を示しておきたい。というのは、この“Who We Are”は、すべてのニュージーランド人に対する同校のスタッフ一同からの心のこもった^{インビテーション}誘いのことばに他ならず、しかも、それは3つのワナंगाすべてに共通する誘いの心を端的にあらわしているからである。

ワナंगा・オ・アオテアロアはすべての人びとにマオリについて学ぶのにふさわしいユニークな環境を提供しています。[以上は太字による“Who We Are”全体の見出し]

私たちは一般の大学やポリテクニクではありません。それらとはいささかことなるマオリ独自のワナंगाです。[太字による小見出し]：ワナंगा・オ・アオテアロアはニュージーランドの高等教育機関のひとつとして、新鮮ですばらしい、また、30万人以上の卒業生の方々に技能や就業機会を高めるための教育の選択肢をこれまで30年間にわたって提供してきました。

ワナंगा・オ・アオテアロアで学ぶことを強くおすすめします。わたしたちはニュージーランド市民やニュージーランドに住むすべてのの方々にすばらしい学びの機会を提供しています。[太字による小見出し]：自分にあった環境のなかで、しかも自宅からあまり遠く離れていないところで学びたいという方にとって、わたしたちのワナंगाはふさわしい学びの場といえます。わたしたちは30年以上にわたって、義務教育の卒業生やしごとをもっている方々、こどもの手が離れた親御さんたち、先住民族に関する研究者、そして部族の長老など、さまざまな方々のニーズにあったさまざまな公認資格を付与してきました。

わたしたちはニュージーランドでは最大の高等教育機関のひとつで、あらゆ

62) <https://www.twoa.ac.nz/te-whare#who-we-are>

る年代や職業のニュージーランドの方々に、広範囲にわたる修了証明書や大学卒業資格を付与しています。[太字による小見出し] ……豊かなマオリ文化のなかで学ぶことのすばらしさ、そしてマオリにとってすばらしいものは世界中の人びとにとってもそうであると確信しています。ぜひワナンガ・オ・アオテアロアでそれらを体験してみてください。……

わたしたちはニュージーランド中に80以上のキャンパスや教室を有しています。学びに対するさまざまなバリアを克服し、コミュニティのメンバーがもっているあらゆるニーズを満たすことをめざしています。[太字による小見出し] わたしたちはニュージーランド中の80以上の町や都市で、さまざまなスキルアップをし、学び、また学びへの再チャレンジをされるみなさんのお手伝いするためにユニークな学びの場と環境を提供しています。さあ、さっそく学びはじめましょう。みなさんがわたしたちのファナウの一員であることを願っています。

つまり、ワナンガ・オ・アオテアロアはマオリの文化、伝統にマッチした環境、雰囲気^{いざな}のなかで、さまざまなニーズを持つ、さまざまな境遇や地位、年齢の人びとが、身近な場所で気軽に学ぶことができる、文字通りバリアフリーの学びの場に他ならない。そして上の一文において、マオリ・非マオリを問わずすべてのニュージーランドの人びとを学びの場たるワナンガ・オ・アオテアロアに心を込めて誘^{いざな}っているのである。そして、それがワナンガ・オ・アオテアロアのスタッフ一同からの心のこもった誘^{インビテーション}いであることは——本稿でも言及した、一体性、全体性、協働性、集団性などを根幹とするホーリスティックなマオリの社会において、ハブ、イウイにつぐ部族集団で、マオリの親密圏たる——ファナウということばをもちいて、「みなさんがわたしたちのファナウの一員であることを願っています。」とのべていることが、まさにそのことを象徴していると言えるだろう。

- * 本研究は、2019-2020年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「法の支配と法多元主義」（研究代表者・西澤希久雄）として研究費を受け、その成果の一部を公表するものである。